

都区の事務配分に関する検討状況（第13回幹事会～第18幹事会分）

事 務 名	根 拠 法	評 価			頁	
		都	区	結果		
1 法令に基づく事務						
①一般には市に属する事務で、法令により都が処理することとされている事務						
① - 1	都市計画決定に関する事務(特定街区で面積が1haを超えるものなど)	都市計画法、同法施行令				
1	(1) 大規模な特定街区に関する都市計画決定		都	区	継	1
	(2) 水道等に関する都市計画決定		都	区	継	2
	(3) 大規模な再開発等促進区を定める地区計画等に関する都市計画決定		都	区	継	3
②建築主事設置市及び保健所設置市の事務で、法令により都が処理することとされている事務						
② - 1	延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務	建築基準法、同法施行令				
1	(1) 延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る建築主事の事務		都	区	継	4
	(1) 延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る特定行政庁の事務		都	区	継	5
2	(2) 中間検査に係る特定工程の指定		都	区	継	6
	(3) 特殊建築物の敷地の位置の許可		都	区	継	7
	(4) 用途地域の指定のない区域内的の建築物に係る建築制限		都	区	継	8
	(5) 特例容積率の限度の指定等		都	区	継	9
	(6) 被災市街地における建築制限等		都	区	継	10
③法律により一定の要件を満たす市が処理できることとされている事務で、特別区は一定の要件を満たす市には含まれているものの、政令により具体の指定を受けていない事務						
③ - 9	対象建設工事受注者に対する特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律				

事 務 名			根 拠 法	評 価			頁
				都	区	結果	
1	(1)	対象建設工事受注者に対する特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務		都	区	継	11
2	(1)	対象建設工事受注者などに対する特定建設資材の分別解体等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務		都	区	継	12
④法律により一定の要件を満たす市が処理できることとされている事務で、特別区は一定の要件を満たす市には含まれていないもの							
④ - 1	児童相談所設置など児童福祉に関する事務		児童福祉法、少年法、児童虐待の防止等に関する法律				
1	(1)	児童福祉に関する審議会その他合議制の機関(児童福祉審議会)の設置に関する事務		都	区	継	13
2	(1)	児童相談所設置などに関する事務		区	区	区	14
3	(1)	里親の認定などに関する事務		区	区	区	15
4	(1)	児童委員の指揮監督及び研修に関する事務		区	区	区	16
5	(1)	指定療育機関の指定などに関する事務		都	区	継	17
	(2)	慢性疾患の児童等に対する事業などに関する事務		区	区	区	18
6	(1)	障害児施設給付費等の支給などに関する事務		区	区	区	19
7	(1)	児童自立生活援助事業の届出などに関する事務		区	区	区	20
	(2)	児童福祉施設の設置の認可などに関する事務		区	区	区	21
8	(1)	認可外保育施設への指導監督などに関する事務		区	区	区	22
④ - 3	更生相談所設置など身体障害者の福祉に関する事務		身体障害者福祉法	都	区	継	23
④ - 6	施設届出受理など社会福祉事業に関する事務		社会福祉法	区	区	区	24
④ - 7	更生相談所設置など知的障害者の福祉に関する事務		知的障害者福祉法	都	区	継	25

事 務 名		根 拠 法	評 価			頁
			都	区	結果	
④ - 11	自立支援医療費の支給等(育成医療及び精神通院医療)など障害者の自立支援に関する事務	障害者自立支援法				
1	(1) 自立支援医療費の支給及び指定自立支援医療機関の指定等に関する事務		都区	区	継	26
	(2) 障害福祉サービス事業者等からの報告の徴収等に関する事務		都	区	継	27
④ - 12	食品衛生法に基づく公衆衛生上の措置基準策定に関する事務 (※第18回幹事会にて事務名変更)	食品衛生法	都	区	継	28
④ - 16	事務費用補助など結核の予防に関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	区	区	区	29
④ - 17	土地試掘許可など都市計画に関する事務	都市計画法				
1	(1) 市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の許可に関する事務		都	区	継	30
	(1) 都市計画施設等の区域内における建築等の規制に関する事務		都	区	継	31
	(1) 都市計画事業の施行区域内における建築等の許可に関する事務		都	区	継	32
④ - 18	組合施行者に対する監督など土地区画整理事業に関する事務	土地区画整理法	都	区	継	33
④ - 20	指定区間外国道管理などに関する事務(特例都道含む)	道路法	都区	都区	継	34
④ - 21	県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律				
1	(1) 県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務		区	区	区	35
	(1) 県費負担教職員の研修などに関する事務		区	区	区	36
④ - 22	特定工場の新設届出受理などに関する事務	工場立地法	区	区	区	37
④ - 23	住宅改良区域内の建築行為の許可などに関する事務	住宅地区改良法	都区	区	継	38
④ - 26	再開発事業計画認定などに関する事務	都市再開発法	都区	区	継	39
④ - 27	都市計画施設区域内の土地有償譲渡の届出受理などに関する事務	公有地の拡大の推進に関する法律	都	区	継	40

事務名		根拠法	評価			頁	
			都	区	結果		
④	- 28	保全区域内の建物建築届出受理などに関する事務	都市緑地法	都	区	継	41
④	- 29	土地の権利移転届出受理などに関する事務	国土利用計画法	都	区	継	42
④	- 30	住宅街区整備事業の認可などに関する事務	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法				
	1	(1) 住宅街区整備事業施行地区内における建築行為等の制限などに関する事務		都	区	継	43
	2	(1) 都心共同住宅供給事業の計画の認定などに関する事務		区	区	区	44
④	- 31	農住組合の土地交換分合計画認可などに関する事務	農住組合法	区	区	区	45
④	- 32	特定周辺整備地区の指定などに関する事務	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律	都	区	継	46
④	- 33	賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律				
	1	(1) 都が事業者を募集した住宅に係るもの		都	区	継	47
	2	(1) 区が事業者を募集した住宅に係るもの		区	区	区	48
④	- 34	被災市街地復興推進地域内の建築行為許可などに関する事務 (※第19回幹事会にて事務名変更)	被災市街地復興特別措置法				
	1	(1) 被災市街地復興推進地域内の建築行為許可などに関する事務		都区	区	継	49
	2	(1) 被災市街地復興推進地域内における監視区域の指定に関する事務		都	区	継	50
④	- 35	防災街区計画整備組合の合併の認可などに関する事務	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	都区	区	継	51
④	- 36	大規模小売店舗新設届出受理などに関する事務	大規模小売店舗立地法	区	区	区	52
④	- 37	高齢者向け賃貸住宅整備計画認定などに関する事務	高齢者の居住の安定確保に関する法律				
	1	(1) 高齢者向け賃貸住宅供給計画認定などに関する事務		区	区	区	53
	2	(1) 終身賃貸事業の認可などに関する事務		区	区	区	54
④	- 38	軌道敷地の無償道路敷地化などに関する事務	軌道法	都区	都区	継	※
④	- 40	不在者投票に係る障害認定などに関する事務	公職選挙法	都	区	継	55

事務名	根拠法	評価			頁
		都	区	結果	
④ - 41 重要文化財の現状変更許可などに関する事務	文化財保護法	区	区	区	56
④ - 42 社会福祉法人設立に係る定款審査などに関する事務	社会福祉法	区	区	区	57
④ - 43 有線電気通信設備設置状況資料提出などに関する事務	有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律	都区	都区	継	※
④ - 44 道路管理上の措置の意見陳述などに関する事務	道路運送法	都区	都区	継	※
④ - 46 地方道路公社の県道等新設許可同意などに関する事務	道路整備特別措置法	都区	都区	継	※
④ - 47 国道管理施設の管理方法決定などに関する事務	高速自動車国道法	都区	都区	継	※
④ - 49 自動車交通禁止の際の意見陳述などに関する事務	道路交通法	都区	都区	継	※
④ - 50 宅地造成工事規制区域の指定などに関する事務	宅地造成等規制法	区	区	区	58
④ - 51 踏切道の改良などに関する事務	踏切道改良促進法	都区	都区	継	※
④ - 52 指定区域内建築物用地下水採取許可などに関する事務	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	区	区	区	59
④ - 53 建設完了後の占用予定者に対する占用許可などに関する事務 (※第19回幹事会にて事務名変更)	共同溝の整備等に関する特別措置法	都区	都区	継	※
④ - 54 特定支援事業に係る指定法人の指定などに関する事務	中小企業支援法	都	区	継	60
④ - 55 実施計画の策定・提出などに関する事務	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律	都区	都区	継	※
④ - 56 流通業務地区公共施設都市計画決定などに関する事務	流通業務市街地の整備に関する法律	区	区	区	61
④ - 57 非課税証明書の発行などに関する事務	登録免許税法	区	区	区	62
④ - 59 都市計画区域内の開発行為許可などに関する事務	都市計画法	都	区	継	63
④ - 62 中央卸売市場の開設などに関する事務	卸売市場法	都	都区	継	64
④ - 63 道路占用許可などに関する事務	石油パイプライン事業法	都区	都区	継	※

事務名		根拠法	評価			頁	
			都	区	結果		
④	- 64	有線テレビジョン放送施設設置状況資料提出などに関する事務	有線テレビジョン放送法	都区	都区	継	※
④	- 65	都市モノレール建設への配慮などに関する事務	都市モノレールの整備の促進に関する法律	都区	都区	継	※
④	- 66	貸付金償還免除などに関する事務	災害弔慰金の支給等に関する法律	区	区	区	65
④	- 67	動物取扱業者の登録などに関する事務 (※第15回幹事会にて事務名変更)	動物の愛護及び管理に関する法律	区	区	区	66
④	- 68	道路交通騒音障害防止促進などに関する事務	幹線道路の沿道の整備に関する法律	都区	都区	継	※
④	- 69	道路への敷設申請に係る意見陳述などに関する事務	鉄道事業法	都区	都区	継	※
④	- 72	占用予定者への占用許可などに関する事務	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	都区	都区	継	※
④	- 74	中核的支援機関認定などに関する事務	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律	都	区	継	67
④	- 75	特定建築物の基準適合報告などに関する事務	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	区	区	区	68
④	- 76	マンション建替組合の設立の認可などに関する事務	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	区	区	区	69
④	- 77	事業者等からのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関する届出の受理などに関する事務	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	都	区	継	70
④	- 78	救援の実施などに関する事務	武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律	都	都区	継	71
④	- 79	交通結節機能高度化構想の作成及び国土交通大臣との協議などに関する事務	都市鉄道等利便増進法	区	区	区	72
④	- 81	地域住宅計画に記載された配慮入居者への特定優良賃貸住宅の全部又は一部の賃貸の承認などに関する事務	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法				
	1	(1) 都が事業者を募集した住宅に係るもの		都	区	継	73
	2	(1) 区が事業者を募集した住宅に係るもの		区	区	区	74
④	- 82	雨水浸透阻害行為の許可、条件の付加などに関する事務	特定都市河川浸水被害対策法	区	区	区	75

事 務 名		根 拠 法	評 価			頁
			都	区	結果	
④ - 83	構造改革特別区区域内の特別養護老人ホーム不足区域における特別養護老人ホーム設置認可申請の審査などに関する事務	構造改革特別区域法	区	区	区	76
④ - 84	一級河川の管理などに関する事務	河川法	都区	都区	継	77
④ - 86	特定物資の価格の動向及び需給の状況に関する調査などに関する事務	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	都	区	継	78
④ - 87	特定優良賃貸住宅を特定入居者に賃貸することの承認に関する事務	建築物の耐震改修の促進に関する法律				
	1 (1) 都が事業者を募集した住宅に係るもの		都	区	継	79
	2 (1) 区が事業者を募集した住宅に係るもの		区	区	区	80
④ - 88	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定などに関する事務	中心市街地の活性化に関する法律	区	区	区	81
④ - 89	基本方針の策定及び変更に係る意見の申出などに関する事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	都	区	継	82
④ - 90	監視区域の指定に関する事務	大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法	都	区	継	83
④ - 92	景観行政団体の事務などに関する事務	景観法	都	区	継	84
⑤府県事務で、他府県において事務処理特例制度により市が処理している事務						
⑤ - 1	官庁又は公署の嘱託による登記に関する事務	不動産登記法	都区	都区	継	85
⑤ - 2	都市計画事業の施行の認可などに関する事務	都市計画法	都区	区	継	86
⑤ - 3	第一種市街地再開発事業の施行の認可などに関する事務	都市再開発法	都区	区	継	87
⑤ - 5	急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕などに関する事務	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	都	都	都	88
⑤ - 6	管理協定の認可などに関する事務	都市緑地法	都区	区	継	89
⑤ - 7	造成敷地等に関する権利の処分の制限などに関する事務	流通業務市街地の整備に関する法律	都区	区	継	90
⑤ - 10	国道及び都道の土地に係る境界確定などに関する事務 (※第17回幹事会にて事務名変更)	道路法	都区	都区	継	91
⑤ - 12	他人の占有する土地への立入りなどに関する事務	国有財産法	都区	都区	継	92
⑤ - 14	組合の設立の認可などに関する事務	中小企業等協同組合法	都区	都区	継	93

事務名	根拠法	評価			頁
		都	区	結果	
⑤ - 15 協業組合の事業転換認可などに関する事務	中小企業団体の組織に関する法律	都	都区	継	94
⑤ - 19 高度化事業計画の認定などに関する事務	中小小売商業振興法	都	区	継	95
⑤ - 23 認定製造業者等への立入検査などに関する事務	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	都	都区	継	96
⑤ - 24 宅地等供給事業の承認などに関する事務	農業協同組合法	都	都	都	97
⑤ - 26 組合の事業に対する認可などに関する事務	水産業協同組合法	都	都	都	98
⑤ - 31 診療簿及び検案簿の検査及び報告に関する事務	獣医師法	都	区	継	99
⑤ - 32 診療施設の使用制限の命令などに関する事務	獣医療法	都	区	継	100
⑤ - 33 ふ化業者の登録などに関する事務	養鶏振興法	都	都	都	101
⑤ - 34 畜産業者の管理基準違反に対する勧告などに関する事務	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	都	都	都	102
⑤ - 35 輸出水産物製造事業場の登録などに関する事務	輸出水産物の振興に関する法律	都	都	都	103
⑤ - 38 就農計画の認定などに関する事務	青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法	都	都	都	104
⑤ - 39 基金の業務の受託者に対する立入検査などに関する事務	独立行政法人農業者年金基金法	都	都	都	105
⑤ - 40 導入計画の認定などに関する事務	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律	都	都	都	106
⑤ - 42 地下水採取の許可などに関する事務	工業用水法	都	区	継	107
⑤ - 48 販売事業者に対する立入検査などに関する事務 (※第18回幹事会にて事務名変更)	消費生活用製品安全法	区	区	区	108
⑤ - 49 指示に従わない販売業者の公表などに関する事務	家庭用品品質表示法	都	区	継	109
⑤ - 50 標準価格等の表示等の指示などに関する事務	国民生活安定緊急措置法	都	区	継	110
⑤ - 52 特定非営利活動法人の設立の認証などに関する事務	特定非営利活動促進法	都	区	継	111
⑤ - 53 排出量等の届出経由及び意見付与などに関する事務	特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律	都	区	継	112
⑤ - 54 掘削工事場所等への立入検査などに関する事務	温泉法	都	都	都	113

事務名	根拠法	評価			頁
		都	区	結果	
⑤ - 55 鳥獣の捕獲等の許可などに関する事務	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	都	都区	継	114
⑤ - 59 指定届出機関の指定などに関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	都	都	都	115
⑤ - 62 広告事項の許可などに関する事務	歯科技工士法	区	区	区	116
⑤ - 64 病院の開設の許可などに関する事務	医療法	都	都	都	117
⑤ - 65 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく健康診断の実施などに関する事務 (※第18回幹事会にて事務名変更)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	都	区	継	118
⑤ - 67 高度管理医療機器等の販売業許可などに関する事務	薬事法	都	都	都	119
⑤ - 68 特定毒物研究者の許可などに関する事務	毒物及び劇物取締法	都	都区	継	120
⑤ - 69 受胎調節実地指導員の指定などに関する事務 (※第18回幹事会にて事務名変更)	母体保護法	都	区	継	121
⑤ - 70 浄化槽工事業者に対する指示に関する事務	浄化槽法	都	都	都	122
⑤ - 72 有料老人ホームの設置者等に対する質問及び立入検査などに関する事務 (※第18回幹事会にて事務名変更)	老人福祉法	区	区	区	123
⑤ - 73 介護老人保健施設の開設の許可などに関する事務	介護保険法	区	区	区	124
⑤ - 74 指定障害福祉サービス事業者への勧告などに関する事務	障害者自立支援法	区	区	区	125
⑤ - 76 一般旅券の消印及び還付に関する事務	旅券法	都	区	継	126
⑤ - 77 発掘に関する指示及び命令などに関する事務	文化財保護法	区	区	区	127

(注1)「結果」欄の「継」は「引続き検討」と方向性を整理したもの

(注2)「頁」欄に※印の表示のある事務は、④-20の事務と一体で評価したため評価シートなし

検討対象事務評価シート

1

法令に基づく事務

1 都市計画決定に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 都市計画決定に関する事務											
(1) 大規模な特定街区に関する都市計画決定	特定街区で面積が1haを超えるものに関する都市計画決定を行う。	区						○		<p>○ 本来基礎自治体の事務であり、面積規模で決定権者を区分けする必然性は無い。1ha以下のものは区が処理しており、1haを超えるものについても、地域の実情に応じて計画決定できるよう、区が担当方向で検討すべきである。地元周辺地域への影響を考慮しつつ、住民の合意を得ながら総合的に計画決定を行うことが期待できる。なお、区に移管するには、法改正が必要である。</p>	区
		都	○					○		<p>○ 特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされているため、影響が区の区域を越え広域に及ぶなど広域的観点から定めるべき都市計画については都が定めるべきである。</p> <p>○ 面積が1haを超える特定街区においては、容積率の最高限度・高さの制限等の緩和や発生交通量の増加等の影響が周辺市街地にまで及ぶため、広域的な見地から検討・調整を行い、周辺市街地を含め、都市機能に適応した良好な環境の街区形成を図る必要がある。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価シート

1

法令に基づく事務

1 都市計画決定に関する事務												
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合 評価	
1 都市計画決定に関する事務												
(2)水道等に関する都市計画決定	水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、市場及びと畜場に関する都市計画決定を行う。	区						○		○	<p>○ 本来基礎自治体の事務であり、施設の種類の種類で決定権者を区分けする必然性は無い。該当施設以外のものは区が処理しており、該当施設についても、地域の実情に応じて計画決定できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地元周辺地域への影響を考慮しつつ、住民の合意を得ながら総合的に計画決定を行うことが期待できる。なお、区に移管するには、法改正が必要である。</p>	区
		都	○					○		○	<p>○ 特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされているため、影響が区の区域を越え広域に及ぶなど広域的観点から定めるべき都市計画については都が定めるべきである。</p> <p>○ 水道、電気供給施設、ガス供給施設及び下水道に関する都市計画は、土地利用の現況（住宅・業務施設等がどこでどのような規模で存在するか）等を勘案して定める必要がある。特別区においては、市町村が決定する都市計画のうち広域的影響があるものについては都が決定することとされているため、水道、電気供給施設、ガス供給施設及び下水道については、広域的観点から決定すべきものである。</p> <p>○ また、市場・と畜場は、23区を一体の供給対象として、都市内における機能配置を勘案して決定すべきものである。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価シート

1

法令に基づく事務

1 都市計画決定に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 都市計画決定に関する事務											
(3) 大規模な再開発等促進区を定める地区計画等に関する都市計画決定	再開発等促進区を定める地区計画又は沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画でそれぞれの促進区の面積が3ヘクタールを超えるものについて都市計画決定を行う。	区						○		○ 本来基礎自治体の事務であり、面積規模で決定権者を区分けする必然性は無い。3ha以下のものは区が処理しており、3haを超えるものについても、地域の実情に応じて計画決定できるよう、特別区が担当方向で検討すべきである。地元周辺地域への影響を考慮しつつ、住民の合意を得ながら総合的に計画決定を行うことが期待できる。なお、区に移管するには、法改正が必要である。	区
		都	○	○	○	○	○		○		都
										○ 特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされているため、影響が区の区域を越え広域に及ぶなど広域的観点から定めるべき都市計画については都が定めるべきである。	
										○ 面積が3haを超える再開発等促進区を定める地区計画等においては、容積率の最高限度・高さの制限等の緩和や発生交通量の増加等の影響が周辺市街地にまで及ぶため、広域的な見地から検討・調整を行い、周辺市街地を含め、都市機能に適応した良好な環境の街区形成を図る必要がある。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。	

検討対象事務評価シート

2

法令に基づく事務

1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 建築主事の仕事 (1) 延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築主事の仕事	概要及び備考 延べ面積が1万㎡を超える建築物及び法律等により都知事の許可を必要とする建築物又は工作物に係る建築主事の仕事を行う。	区								○面積規模や施設の種類等で権限を区分けする必然性はない。1万㎡以下のものは区が処理しており、また、指定確認検査機関は、建築規模に関係なく扱っている。1万㎡を超えるもの等についても、地域の実情に応じて処理できるよう、区が担当方向で検討すべきである。特別区の区域内における建築物に係る権限と窓口が一本化され、確認申請等の手続きが短縮され建築主等の負担が軽減することが期待できる。	区
		都	○	○	○	○	○	○	○	○特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。延べ面積が1万㎡を超える建築物については、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きいため、都が一体的に処理する必要がある。 ○また、延べ面積が1万㎡を超える建築物では確認審査項目が多くなり、その審査に当たって専門的な知識が求められる。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート

2

法令に基づく事務

1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
2 特定行政庁の事務											
(1) 延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る特定行政庁の事務	都の建築主事の確認対象となる建築物等に係る特定行政庁の事務を行う。	区								○建築主事の事務を特別区が担う方向で検討することに関連して、区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	○	○	○	○	○	○	○当該事務は、都市計画で定められた地域・地区等の土地利用計画に即した建築規制を行うことにより、秩序ある都市の形成をめざすものである。このため、②-1-1-(1)「延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築主事の事務」と密接に関連しており、一体で判断する必要がある。 ○特別区は一つの都市計画区域に指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされていることから、延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る特定行政庁の事務は、建築主事の事務と同様に都が一体的に処理する必要がある。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。	都	

検討対象事務評価シート

2

法令に基づく事務

1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
2 特定行政庁の事務											
(2) 中間検査に係る特定工程の指定	中間検査を要する工事の工程の指定を行う。	区								○特定行政庁の権限を一般の建築主事設置市と異なる取扱いとする必然性はない。本事業は、地域の建築物の動向や工事に関する状況を勘案して指定するものであり、地域の実情を把握している区が担当方向で検討すべきである。特別区の区域内における建築物に係る権限と窓口が一本化され、確認申請等の手続きが短縮され建築主等の負担が軽減することが期待できる。	区
		都	○				○	○		○ 中間検査制度は、阪神・淡路大震災で施工の不備が原因と考えられる建築物の被害が多く見られ、施工段階での検査の重要性が改めて認識されたことなどを踏まえ創設された。 ○ 中間検査の対象となる特定工程は、法に規定される工程のほか、特定行政庁が当該地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して指定することとされている。 ○ 特別区の存する区域は、密集市街地が連たんしており、一つの都市計画区域として指定されている。こうした中で都市の安全性を確保するためには、都が特定工程の指定を統一的行う必要がある。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート

2

法令に基づく事務

1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
2 特定行政庁の事務											
(3) 特殊建築物の敷地の位置の許可	卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置の許可を行う。	区								<p>○ 建築物の種類で特定行政庁の権限を一般の建築主事設置市と異なる取扱いとする必然性はない。該当する施設以外のものは区が処理しており、該当施設についても、地域の事情や課題に応じて処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。特別区の区域内における建築物に係る権限と窓口が一本化され、確認申請等の手続が短縮され建築主等の負担が軽減することが期待できる。</p>	区
		都	○				○	○		<p>○ 卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設の特種建築物の敷地の位置の許可については、都市計画との整合性を図る観点からこれらの都市計画決定権者が行うことが望ましい。 ○ これらの建築物に関する都市計画決定は、広域的な観点から定める必要があることから、①-1-1-(2)「水道等に関する都市計画決定」及び④-59-1-(1)「都市計画区域内の開発行為許可などに関する事務」のとおり、都が定めるべきである。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価シート

2

法令に基づく事務

1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
2 特定行政庁の事務											
(4) 用途地域の指定のない区域内の建築物に係る建築制限	用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率及び各部分の高さの指定を行う。	区								<p>○ 特定行政庁の権限を一般の建築主事設置市と異なる取扱いとすの必然性はない。用途地域の指定のない区域に限られているが、判断基準に照らして、都が実施しなればならない特別な事情はなく、区の土地利用方針との整合等地域の実情に応じて処理する観点から、区が担う方向で検討すべきである。特別区の区域内における建築物に係る権限と窓口が一本化されることが期待できる。</p>	区
		都	○	○	○					<p>○ 建築物の容積率、建ぺい率は、用途地域の区分に応じて定められており、用途地域の指定については、④-59-1-(1)「都市計画区域内の開発行為許可などに関する事務」のとおり都が行うべきである。</p> <p>○ 用途地域の指定のない区域における建築物に係る建築制限については、都市の一体性を保つため、用途地域の指定のある区域との整合性を確保する必要がある。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価シート

2

法令に基づく事務

1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
2 特定行政庁の事務											
(5) 特例容積率の限度の指定等	住宅用途を含む建築物の容積率の緩和及び特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度の指定を行う。	区									
		都									
		区								○特定行政庁の権限を一般の建築主事設置市と異なる取扱いとする必然性はない。各区において容積率の制限や緩和を行っていることとの関連もあり、地域の実情に応じて、権限を一本化して処理する観点から、区が担う方向で検討すべきである。特別区の区域内における建築物に係る権限と窓口が一本化されるとともに、容積率や土地利用方針等との整合性をもった市街地の整備が期待できる。	区
		都	○				○	○		○建築物の容積率は、用途地域の区分に応じて定められており、用途地域の指定については、④-59-1-(1)「都市計画区域内の開発行為許可などに関する事務」のとおり、都が行うべきである。 ○特例容積率の緩和や限度の指定についても、都市の一体性を保つため、用途地域において定められる容積率との関連を踏まえて、都が行うべきである。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート

2

法令に基づく事務

1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
2 特定行政庁の事務											
(6) 被災市街地における建築制限等	①被災市街地における建築制限及び ②非常災害時の仮設建築物に対する制限緩和の対象区域の指定を行う。	区								○特定行政庁の権限を一般の建築主事設置市と異なる取扱いとする必然性はない。地域の実情に応じて処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。被害状況に応じて各区の地域特性を踏まえた迅速な対応が図れることが期待できる。	区
		都	○				○			○当該事務は、市街地に災害があった場合、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業を行うために必要があると認めるときに、区域を指定して建築制限を行うものであることから、都全体の被害状況を勘案して、広域的な観点から、総合的に判断する必要がある。 ○また、特別区は一つの都市計画区域に指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされていることから、当該事務は、都市計画面から一体的に処理する必要がある。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。	都

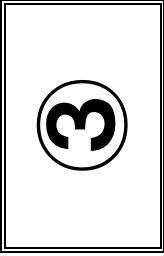
検討対象事務評価シート

3

法令に基づく事務

9 対象建設工事受注者に対する特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施又は勧告などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 対象建設工事受注者に対する特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務	<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、対象建設工事における特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施が行われるよう、①発注者からの申告の受付、②工事受注者への助言又は勧告、③工事受注者への命令、④工事現場等への報告徴収、⑤工事現場等への立入検査に係る事務を行う。</p>	区									
		都	○	○	○					<p>○ 特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する助言等を行う事務であり、法律上政令の指定により区市町村への移譲が可能とされている事務である。現在特別区が行っている「工事の届出」の事務と合わせて一連の事務を実施できさよう、特別区が担う方向で検討すべきである。窓口の一元化が図られ、工事発注者の事務手続きの簡素化が図られるとともに、効率的な事務処理が期待できる。</p>	区
		都	○	○	○					<p>○ 当該事務の内容は、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が適正に実施が行われるように、①発注者からの申告の受付、②工事受注者への助言又は勧告、③工事受注者への命令、④工事受注者に対する報告徴収、⑤工事現場等への立入検査に係ることである。</p> <p>○ 特定建設資材廃棄物は、産業廃棄物となるため、再資源化等の適正実施のための指導などは、産業廃棄物処理業及び処理施設の許可や指導などの産業廃棄物施策と一体的に行うべきである。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価シート



法令に基づく事務

9 対象建設工事受注者に対する特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施又は勧告などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
2 対象建設工事受注者などに対する特定建設資材の分別解体等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、特定建設資材について、その分別解体等の適正な実施が行われるように、①対象建設工事受注者などへの助言又は勧告、②工事受注者などへの命令、③工事現場等への立入検査に係る事務を行う。	区								○特定の建築資材について、その分別解体等の実施に関する助言等を行う事務であり、建築主事設置市の事務の一部が都に留保されているものを除き、既に特別区は、都の建築主事の確認対象となる建築物に係るものを除き、特別区において、面積規模や施設の種類等で権限を区分けする必然性はない。「②-1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務」の見直しと合わせて、規模等に係わりなく、地域全体の再資源化等の取組みとの整合を図りつつ実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。特別区の区域内における建築物に係る権限と窓口が一元化され、区民・事業者に分かちやすくなり、明確になるとともに、効率的な事務処理が期待できる。	区
(1) 対象建設工事受注者などに対する特定建設資材の分別解体等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務		都	○				○	○		○当該事務については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第8条第3項の規定により、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物に係るものは都が、それ以外のものは各特別区が処理している。 ○このため、当該事務については、②-1-1-1 (1) 「延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築主事の手務」と密接に関連しており、一体で判断する必要がある。 よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート

4

法令に基づき事務

1 児童相談所設置 など児童福祉に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 児童福祉に関する審議会(児童福祉審議会)の設置に関する事務	児童福祉法第8条第1項に基づき設置した東京都児童福祉審議会の運営 ・知事の諮問に答えること ・調査審議した事項について、関係行政機関に意見を具申すること ・個々の児童福祉行政に関し意見を述べること ・児童福祉文化財につき推薦、報告すること	区						△		○児童相談所の行う措置等について諮問する児童福祉審議会の設置に関する事務であり、処理する事務に応じて指定都市、児童相談所設置市及び中核市に移譲されている事務である。本事務は、「④-1-2-(1)児童相談所設置などに関する事務」と密接に関連する事務であり、児童相談所の設置と合わせて特別区が担う方向で検討すべきである。	区
(1)児童福祉に関する審議会(児童福祉審議会)の設置に関する事務		都						○		○児童福祉審議会は、都道府県に必置の審議会であり、引き続き、都が処理する方向で検討する。ただし、特別区に新たに児童福祉審議会を設置し、児童福祉法第8条第7項、第27条第6項、第46条第4項及び第59条第5項の規定に基づき事務を担うようにかどうかは、これらの規定に基づき都道府県知事の権能の役割分担の整理に従い、検討する必要がある。	都

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

1 児童相談所設置など児童福祉に関する事務									
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段
2 児童相談所設置などに関する事務									
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段
(1) 児童相談所設置などに関する事務	児童福祉法、少年法、児童虐待の防止等に関する法律に基づき、児童相談所の設置を行い、18歳未満の児童に関する相談及び市町村支援に関する事務を行う。	区	△		△			△	
		区							
		都			△				
		区							

○児童に関する専門的な相談、一時保護、措置等を行う児童相談所の設置に関する事務であり、指定都市及び児童相談所設置市に移譲されている事務である。区市町村の区域を越えた広域的な連携及び調整、極めて高度な専門性の確保などの対応を考慮する必要があるが、現在、特別区が実施している児童家庭相談と合わせて、児童に関する相談及び支援を一体的に行うことができると、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速できめ細かな対応を図れることが期待できる。なお、児童相談所の設置自体を特別区に移譲するには、法改正を含めた検討が必要である。

○当該事務については、特に虐待が疑われる場合には、立入調査から一時保護、児童福祉施設への措置といった要保護児童対策等を実施することが必要不可欠であり、専門的、技術的な対応が可能な体制を整備されている必要がある。

○都においては、区部に7ヶ所、多摩に4ヶ所の計11ヶ所に児童相談所を設置しており、規模のメリットを生かして、専門性の高い人材を確保・育成してきた。近年、虐待件数の増大に伴い、児童相談所の児童福祉司の定数を増やしてきたが、一方ではそれに見合う専門的人材の確保・育成が難しい状況がある。

○児童相談所業務のうち、特に相談業務は、地域との連携が求められることから、特別区が実施するメリットは大きい。

○しかしながら、確保すべき人材の総数は、現在よりも多くなると考えられ、すべての区において専門的人材の必要数を常時確保・育成する必要があらう。

○次に、生命に係るような重篤な児童虐待への対応など極めて緊急性を要する事案については、緊密な連携と迅速な対応が求められ、区部全体が困難事例にも対処できるよう、相談対応力の強化が必要である。

○また、児童相談業務においては、実情に応じて、区の区域を越えて親子分離を行うなどの対応が必要であり、区間の広域的な連携体制が必要である。

○上記に加え、必要に応じて、速やかに児童を保護できる一時保護所の設置等が必須となる。

○よって、当該事務は、区に移管する方向で検討するが、上に掲げた各課題の解決が前提である。

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

1 児童相談所設置 など児童福祉に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
3里親の認定などに関する事務											
(1)里親の認定などに関する事務	児童福祉法に基づき、里親希望者に対し、里親として適当であるかを調査し、適当であるものを里親として認定する。	区								○本事務は、児童相談所設置市であれば実施する事務であり、「④-1-2-(1) 児童相談所設置などに関する事務」と合わせて特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都				△				○本事務は、「児童相談所設置などに関する事務(④ア1-2-(1))」の里親への委託(法第27条)と密接な関連があり、この事務と一体的に取り扱う必要がある。 ○児童相談所設置などに関する事務と併せて、地域の実情に詳しい特別区が担うことで、きめ細かな対応が可能になると期待できる。 よって、当該事務は、児童相談所の移管と一体的に考えて、移管する方向で検討する。	区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

1 児童相談所設置 など児童福祉に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
4 児童委員の指揮監督及び研修に関する事務											
(1) 児童委員の指揮監督及び研修に関する事務	児童福祉法に基づき、児童委員の指揮監督及び研修を行う。	区								○本事務は、児童相談所設置市であれば実施する事務であり、「④-1-2-(1) 児童相談所設置などに関する事務」と合わせて特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都							△	○児童福祉法第16条第2項により、民生委員は児童委員を兼ねるものとされている。 ○このため、「④-2-1-(1) 民生委員の定数等の決定及び委嘱・解職に関する推薦などの事務」及び「④-2-1-(2) 民生委員の職務に関する指導監督及び民生委員の指導訓練に関する事務」の考え方と整合性を図る必要があり、第12回幹事会において、区に移管する方向で検討することと整理した。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。	区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

1 児童相談所設置 など児童福祉に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
5慢性疾患の児童等に対する事業などに関する事務											
(1) 指定療育機関の指定などに関する事務	児童福祉法に基づき、結核り患児童の医療に係る療育の給付事務を委託する病院（以下「指定療育機関」という。）の指定等を行う。	区								○本事務は、児童相談所設置市であれば実施する事務であり、「④-1-2-(1) 児童相談所設置などに関する事務」と合わせて特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	○							○当該事務のうち、結核児童療育の給付や、指定療育機関に対する診療報酬の支払事務の委託等、支給申請の審査・費用支弁までを含め、事務処理特例により、既に特別区で実施している。 ○事務の性質に着目すると、特別区でも実施可能であるが、現在の認定件数の実績を勘案すると、引き続き、都が一元的に実施した方が効率的である。 よって、当該事務は、引き続き、都が処理する方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

1 児童相談所設置 など児童福祉に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
(2)慢性疾患の児童等に対する事業などに関する事務	児童福祉法第21条の5の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究に資する医療の給付を行う。	区								○本事務は、児童相談所設置市であれば実施する事務であり、「④-1-1-2-(1)児童相談所設置などに関する事務」と合わせて特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	△							○当該事務については、本来、都道府県の事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市等については、当該市が事務を処理している。 ○また、児童相談所を設置した自治体については、当該事務を処理することとなっている。 ○しかしながら、認定審査を適正かつ円滑に実施するための認定審査会の設置(現行は都で一つ)については、下記のとおり困難が想定される。 ○本事業の対象疾患は11疾患群で514疾患あり広範囲に及ぶ。対象疾患それぞれについて、認定基準を満たすかを審査するため、心臓疾患、腎臓疾患など11疾患群の専門分野ごとに審査可能な医師を確保する必要がある。 ○各区で審査会を設けることになった場合、現行の都審査会のように、制度を熟知し専門性を有する小児科医を多数確保するという課題を解決するための各区の取組みが必要である。 ○また、対象疾患の状態が認定基準を満たすかの判断は、個々の病状により複雑であるため、現行の都の審査会で積み上げてきた統一的意思決定を熟知した、経験豊富な医師により審査されなければならない。都としての統一性が失われ、患者間で不公平が生じることになる。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討するが、上に掲げた各課題を解決する必要がある。	区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

1 児童相談所設置 など児童福祉に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
6障害児施設給付費等の支給などに関する事務	児童福祉法に基づき、障害児施設給付費、高額障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児施設医療費の支給を行う。	区						△		○本事務は、児童相談所の行う措置等と一体的な事務であり、「④-1-2-(1)児童相談所設置などに関する事務」と合わせて特別区が担う方向で検討すべきである。なお、事務の性質上、本事務の実施は児童相談所の事務を行うことが前提であることから、法令上の制約を受ける。 ○当該事務は、一定水準の処遇の確保及び広域的見地からの需要に見合った施設の適正な整備や配置等の観点などから、本来、都道府県事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市等にあつては、当該市が事務を処理している。 ○しかし、現在、国が、平成20年度を目的に、障害児施設のあり方等を検討しており、障害者自立支援法の基本理念に基づき、身近な自治体である区市町村での支援の充実ということを考えると、本検討に先行して、障害児施設給付費の支給に関する事務等は区市町村に事務が移管されている可能性がある。 ○当該事務は、住民生活に直接関わる事務であり、障害児施設給付費支給決定事務において、区が所持するデータを活用することにより、これまで以上に事務手続きの簡略化が可能となり、事務の効率化が図れるなど、移管によるメリットが考えられる。 ○一方で、①児童に係る専門的相談支援機能である児童相談所機能のあり方、連携の仕組みの確立、②施設所在地の偏りと実施主体の関係（住民票を移している児童（過年齢児含む）の区分け）の整理、③重症心身障害児施設の特機児童に関する入所選考の公平性の維持確保等の課題があり、事前に十分な検討をする必要がある。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。 ○ただし、指定的障害児施設等の指定等に関する事務については、指定障害福祉サービス事業者等の指定事務と考え方の整合性を図る必要がある。	区

検討対象事務評価シート

④

法令に基づく事務

1 児童相談所設置 など児童福祉に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
7 児童福祉施設の設置の認可などに関する事務											
(1) 児童自立生活援助事業の届出などに関する事務	児童福祉法に基づき、①児童自立生活援助事業の届出に關すること、②児童自立生活援助事業に係る検査等に關すること、③児童自立生活援助事業の届出等に關すること制限又は停止に關すること。	区								○本事務は、児童相談所設置市であれば実施する事務であり、「④-1-2-(1) 児童相談所設置などに関する事務」と合わせて特別区が担う方向で検討すべきである。	区
	児童福祉法に基づき、①児童自立生活援助事業の届出に關すること、②児童自立生活援助事業に係る検査等に關すること、③児童自立生活援助事業の届出等に關すること制限又は停止に關すること。	都								○当該事務は、一定水準の処遇の確保及び広域的見地からの需要に見合った施設の適正な整備や配置等の観点などから、本来、都道府県事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市にあっては、当該市が事務を処理している。 ○自立援助ホームは児童福祉法に規定する児童福祉施設ではないが、入所は児童相談所の措置によるため、「④-1-2-(1)」の児童相談所の運営と一体的に検討すべきである。 ○施設数は特別区の区域内に8つ（全国で46）であり、施設数が少ないが、児童相談所の運営業務を特別区に移管した場合、関連する業務も移管する方が効率的な業務が可能となる。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。	区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

1 児童相談所設置など児童福祉に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
7 児童福祉施設の設置の認可などに関する事務											
(2) 児童福祉施設の設置の認可などに関する事務	児童福祉法に基づき、児童福祉施設の設置の認可を行う。	区								○本事務は、児童相談所設置市であれば実施する事務であり、「④-1-2-(1) 児童相談所設置などに関する事務」と合わせて特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	△							○本事務は、一定の水準の処遇の確保及び広域的見地からの需要に合った施設の適正な整備や配置などの観点から、本来、都道府県事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市にあっては、当該市が事務を処理しており、特別区が一定以上の規模になることにより、特別区が実施することは可能である。 ○保育所については、住民に身近な施設であり、区市町村が保育の実施主体となっている。サービスマス向上や効率性の観点から、早期に移管することが望ましい。 ○児童養護施設、障害児施設等については、児童相談所の業務と関連する事務も多いことから、児童相談所の運営業務を特別区に移管した場合、関連する業務も移管する方が効率的な業務が可能となる。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。 ○ただし、障害児施設については、現在国があり方等を検討しているため、その動向を注視しながら、検討を行う必要がある。	区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

1 児童相談所設置 など児童福祉に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
8認可外保育施設への指導監督などに関する事務											
(1) 認可外保育施設への指導監督などに関する事務	児童福祉法に基づき、認可外保育施設への指導監督等を行う。	区								○本事務は、児童相談所設置市であれば実施する事務であり、「④-1-2-(1) 児童相談所設置などに関する事務」と合わせて特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都								○当該事務は、一定水準の処遇の確保及び広域的見地からの需要に見合った施設の適正な整備や配置等の観点などから、本来、都道府県事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市や中核市にあっては、当該市が事務を処理している。 ○特別区は保育の実施主体であり、保育についての情報やノウハウを有していることから、認可保育所・認可外保育施設を一体的に指導監督することが望ましい。 ○都の制度である認証保育所に対する指導監督についても、都が統一的基準を定めることにより、区で実施することが可能である。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。	区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

3 更生相談所設置など身体障害者の福祉に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 更生相談所設置など身体障害者の福祉に関する事務 (1) 更生相談所設置など身体障害者の福祉に関する事務	○身体障害者福祉法に基づき、①身体障害者更生相談所の設置、②身体障害者相談員への相談、援助の委託等の貸与、③身体障害者手帳の交付、④盲導犬等の貸与、⑤身体障害者生活訓練等事業等に対する監督等を行う。	区	△	△	△	△	△	△		○身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を目的とする事務であり、指定都市のほか、更生相談所の設置、盲導犬等の貸与以外の事務は中核市に移譲されている事務である。 更生相談所の偏在や専門性等を踏まえた対応を考慮する必要があるが、現在特別区が実施している身体障害者相談員への相談・援助の委託の事務と合わせ、一連の事務を処理できよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じた迅速な対応や窓口の一本化に伴う申請者等の利便性の向上が期待できる。 なお、更生相談所の設置については法改正を含めた検討が必要と思われる。	区
		都	△	○	△	○	○	○			○効率性及び専門性の観点から、都が引き続き行うことが望ましく、更生相談所は都道府県に必置の施設であるため、都に残す方向で検討する。 ただし、現在、都が行っている更生相談所（心身障害者福祉センター）が担っている事務の一部を特別区に移管するかどうかについては、別途検証する必要がある。

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

6 施設届出受理など社会福祉事業に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 施設届出受理など社会福祉事業に関する事務											
(1) 施設届出受理など社会福祉事業に関する事務	社会福祉法に基づき、第一種社会福祉事業に係る届出の受理、許可等、第二種社会福祉事業に係る届出の受理などに関する事務を行う。	区								○住民に身近な福祉サービス事業に関する事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されている事務である。社会福祉法人等の事業者が提供するサービスと特別区が実施する施策の連携が確保できよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速できめ細かな対応が期待できる。	区
		都								○本事務は、一定の水準の処遇の確保及び広域的見地からの需要に合った施設の適正な整備や配置などの観点から、本来、都道府県事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市にあっては、当該市が事務を処理しており、特別区が一定以上の規模になることにより、特別区が実施することは可能である。 ただし、障害者支援施設などについては、障害者自立支援法の指定事務が東京都に残るなど更に協議すべき課題も考えられるため、今後具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。	区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

7 更生相談所設置など知的障害者の福祉に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 更生相談所設置など知的障害者の福祉に関する事務	○知的障害者福祉法に基づき、①知的障害者更生相談所の設置、②知的障害者相談員への相談、援助の委託等の事務を行う。	区	△		△	△		△		○知的障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を目的とする事務であり、更生相談所の設置は指定都市に、知的障害者相談員への相談・援助の委託の事務は指定都市及び中核市に移譲されている。また、手帳の交付は、国の要綱をもとに都道府県、指定都市が要綱を策定して実施している事務である。 更生相談所の偏在や専門性等を踏まえた対応を検討する必要があるが、現在特別区が実施している知的障害者相談員への相談・援助の委託の事務と合わせ、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じた迅速な対応や窓口の一本化に伴う申請者等の利便性の向上が期待できる。 なお、更生相談所の設置については法改正を含めた検討が必要と思われる。	区
		都		○	△			○		○効率性及び専門性の観点から、都が引き続き行うことが望ましく、更生相談所は都道府県に必置の施設であるため、都に残す方向で検討する。 ただし、現在、都が行っている更生相談所（心身障害者福祉センター）が担っている事務の一部を特別区に移管するかどうかについては、別途検証する必要がある。	都

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

11 自立支援医療費の支給等(育成医療及び精神通院医療)など障害者の自立支援に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 自立支援医療費の支給等(育成医療及び精神通院医療)など障害者の自立支援に関する事務											
(1) 自立支援医療費の支給及び指定自立支援医療機関の指定等に関する事務	○ 障害者自立支援法に基づき、①自立支援医療費(育成医療・精神通院医療)の支給、②自立支援医療機関の指定等の事務を行う。	区	△							○ 自立支援医療費の支給や自立支援医療機関の指定等を行う事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されている事務である。 ○ 医療機関への指導や統一的な対応など、一定の広域性を踏まえた対応を考慮する必要があるが、現在特別区が実施している自立支援医療費(育成医療)の支給などの事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じた迅速な対応や窓口の一本化に伴う申請者等の利便性の向上が期待できる。	区
(1) 自立支援医療費の支給及び指定自立支援医療機関の指定等に関する事務	○ 障害者自立支援法に基づき、①自立支援医療費(育成医療・精神通院医療)の支給、②自立支援医療機関の指定等の事務を行う。	都								(自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定) ○ 自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定については、精神保健福祉センターの事務とされており、センターの設置権限と一体的に検討するべきである。 ○ 精神保健・精神障害者福祉に関する事務と同じく、支給認定には、精神科の医師等の専門職種の配置が必要であるが、区部において、その取組や体制が整備されている状況にはない。 ○ 精神保健福祉センターの設置などについては都に残す方向で検討しており(④-15-1-(1)参照)、よって、自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定についても、都に残す方向で検討する。 ※ 事業評価についても、④-15-1-(1)と同じ。 (指定自立支援医療機関の指定) ○ 指定自立支援医療機関の指定については、指定基準の平準化、指定情報の周知方法等を検討した上で、特別区に移管することは可能である。 よって、区へ移管する方向で検討する。	都・区

検討対象事務評価シート

④

法令に基づく事務

11 自立支援医療費の支給等(育成医療及び精神通院医療)など障害者の自立支援に関する事務												
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価	
1 自立支援医療費の支給等(育成医療及び精神通院医療)など障害者の自立支援に関する事務	○障害者自立支援法に基づき、①地域生活支援事業の実施に関すること、②障害福祉サービス事業等の開始、障害者支援施設の設置等に関すること、③障害福祉サービス事業者等からの報告の徴収、事業の停止等の事務を行う。	区	△							○障害福祉サービス事業者等からの報告の徴収等、都区内で役割分担がなされている。 ○特別区が一定以上の規模になっても、特に専門性の高い相談支援事業その他は、都が一元的かつ広域的に対応したほうが効率的である。 (地域生活支援事業) ○障害福祉サービス事業者等からの報告の徴収、事業の停止等に関する事務は、障害福祉サービス等の指定事務(府県事務)と連動しており、一体的に取り扱う必要がある。 (障害福祉サービス事業者等からの報告の徴収など) ○障害福祉サービス事業者等からの報告の徴収、事業の停止等に関する事務は、障害福祉サービス等の指定事務(府県事務)と連動しており、一体的に取り扱う必要がある。 よって、当該事務は、都へ残す方向で検討する。ただし、障害福祉サービス事業者等からの報告の徴収、事業の停止等に関する事務は、その指定事務も含めて役割分担を検証する必要がある。	区	都
		都	○	○	○	○	○	○	○		都	

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

12 食品衛生法に基づく公衆衛生上の措置基準策定に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 食品衛生法に基づく公衆衛生上の措置基準策定に関する事務	(1) 食品衛生法に基づく公衆衛生上の措置基準策定に関する事務	区						○		<p>○営業施設等について、公衆衛生上必要な基準を定める条例制定に関する事務であり、指定都市及び中核市に移譲されている事務である。特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>なお、特別区に移譲するためには、法改正が必要である。</p>	区
		都	○	○						<p>○都は食品衛生法50条の2及び51条に基づき「食品衛生法施行条例」を定め、食品による健康被害を未然に防ぐために営業者が講ずべき措置の基準を定めている。</p> <p>○市街地が連たんしている特別区の区域において、基準が各区まちまちなことでは都民にとって分りにくく、食中毒など健康被害発生時の緊急の対応に混乱を生じさせる可能性がある。基準を定める条例については、現行どおり、都が制定するほうが効率的である。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

16 事務費用補助など結核の予防に関する事務(結核指定医療機関の指定など)											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 事務費用補助など結核の予防に関する事務(結核指定医療機関の指定など)	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、結核の予防に関する事務において都道府県が処理することとされており、都府県で、大都市特例により指定都市等が処理する事務のうち、保健所設置自治体である特別区が処理していない事務</p> <p>(1) 事務費用補助など結核の予防に関する事務(結核指定医療機関の指定など)</p>	区								<p>○結核公費負担患者の医療を担当する医療機関の指定や指導などの住民生活に密着した事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されている事務である。現在、特別区が実施している届出受理などの経由事務と合わせて、一連の事務を特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速できめ細かな対応が期待できる。なお、法に規定される都の費用負担を特別区に移譲するには、法改正が必要である。</p>	区
		都	△				△			<p>○特別区は既に保健所を設置していることに加え、事務処理特例条例により、結核の予防に関する事務の大部分を既に実施しており、一定のノウハウを有している。</p> <p>今回検討する2つの事務については下記のような課題がある。</p> <p>○まず、定期健康診断の報告に関しては、感染症法53条の7第1項に基づき、実施者から報告を受けた特別区長(保健所)が都知事に報告する事務である。各区が集約した情報(例えば発見患者数)は、大都市における結核行政を推進するために、都が集約し、各区及び都レベル、国レベルで活用していく必要があるため、53条の7第1項に基づき都への報告は、法令のおおりに、引き継ぎ区が実施することが必要である。</p> <p>○次に、結核指定医療機関の指定に関する事務のうち、指定申請等を受理する事務は、申請を行う医療機関の利便性や結核予防の実務を担う保健所が効率的に指定状況を把握できるようにするため、すでに、特例条例により保健所で受理できるように権限委譲している。指定権限自体を区に移管することは、事務の迅速化のうえでのメリットもあると考えられる。しかし、当事務に関連する情報を都に集約することは、各区が施策を展開する上で必要かつ有益であり、また医療保険者や国保連、患者やケアマネージャーからの問い合わせに迅速に対応できるよう、事務移管した場合にも、都区間での情報共有が図れるような仕組みづくりが必要である。</p> <p>区への移管について検討するにあたっては、上記課題の解決が必要である。</p>	区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づき事務

17 土地試掘許可など都市計画に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の許可に関する事務	市街地開発事業等予定区域の区域内において、①土地の形質の変更又は建築物の建築等に係る許可②国が行う行為に係る当該国の機関との協議を行う。	区								○市街地開発事業等予定区域内において、土地や建築物に関する行為の許可等を行う事務であり、指定都市、中核市、特別区等に移動されているものを除き実施しており、「②-1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務」の見直しと合わせて、規模等に係わりなく、地域全体のまちづくりとの整合を図りつつ実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。窓口の一元化が図られ、区民・事業者に分かりやすく明確になるとともに、効率的な事務処理が期待できる。	区
		都					○			○市街地開発事業等予定区域の区域内における土地の形質の変更又は建築物の建築等に係る許可などは、建築基準法に基づく建築確認の際に併せて処理される。 ○当該事務については、現在、都区間で役割分担がなされており、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除き、各特別区が処理している。 ○現在、都に留保されている、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係る事務については、②-1の延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築確認等の事務と整合を図る必要がある。 よって、②-1と同様、当該事務についても、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

17 土地試掘許可など都市計画に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合評価
2 都市計画施設等の区域内における建築等の規制に関する事務		区								<p>○都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築等の規制を行う事務であり、指定都市、中核市、特別市等に移譲されているものを除き実施しと合わせて、「②-1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務」の見直しと合わせよう、特別区が担う方向で検討すべきである。窓口の一元化を図られ、区民・事業者に分かりやすく明確になるとともに、効率的な事務処理が期待できる。</p>	区
		都								<p>(建築等の許可など) ○都市計画施設等の区域内における建築物の建築に係る許可などは、建築基準法に基づく建築確認の際に併せて処理される。 ○当該事務については、現在、都区間で役割分担がなされており、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除き、各特別区が処理している。 ○現在、都に留保されている、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係る事務については、②-1の延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築確認等の事務と整合を図る必要がある。 よって、②-1と同様、当該事務についても、都に残す方向で検討する。 (事業予定地内の土地の買取りなど) ○事業予定地として指定された土地の所有者からの土地の買取りの申出の受理等の事務については、事業実施主体が直接執行することで、責任の所在が明確化され、事務処理の効率化を図られることから、特別区が事業の施行者として決定又は予定されているものについては、特別区に移譲するなど適切な役割分担がなされている。 よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

17 土地試掘許可など都市計画に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
3 都市計画事業の施行区域内における建築等の許可に関する事務 (1) 都市計画事業の施行区域内における建築等の許可に関する事務	都市計画法に基づき、都市計画事業の施行区域内における、①土地の形質の変更又は建築物の建築等に係る許可②事業施行者に対する意見の聴取③国が行う行為に係る当該国の機関との協議を行う。	区								○都市計画事業施行区域内において、土地や建築物に関する行為の許可等を行なう事務であり、指定都市、中核市、特別市等に移譲されているものを除き、既に特別区は、都の建築主事の確認対象となる建築物に係るものを除き実施しており、「②-1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務」の見直しと合わせて、規模等に係わりなく、地域全体のまちづくりとの整合を図りつつ実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。窓口の一元化が図られ、区民・事業者に分かりやすく明確になるとともに、効率的な事務処理が期待できる。	区
		都	○							○都市計画事業の施行区域内における土地の形質の変更又は建築物の建築等に係る許可などは、建築基準法に基づき建築確認の際に併せて処理される。 ○当該事務については、現在、都区間で役割分担がなされており、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除き、各特別区が処理している。 ○現在、都に留保されている、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物については、②-1の延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築確認等の事務と整合を図る必要がある。よって、②-1と同様、当該事務についても、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート

4

法令に基づき事務

18 組合施行者に対する監督など土地区画整理事業に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1) 組合施行者に対する監督など土地区画整理事業に関する事務	土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るための土地区画整理事業を、組合等が施行する場合の事業認可などに関する事務。	区								○土地区画整理事業の認可等に関する事務であり、指定都市、中核市、特別市等に移譲されている事務である。既に特別区は、5ha以上の土地区画整理事業、都の建築主事の確認対象となる建物等に係るものを除き実施しており、「②-1延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務」の見直しと合わせて、規模等に係わりなく、地域全体のまわりの整合を図りつつ実施できるように、特別区が担う方向で検討すべきである。窓口の一元化が図られ、区民・事業者に分かりやすく明確になるとともに、効率的な事務処理が期待できる。	区
		都	○				○			(個人施行などの土地区画整理事業の認可など) ○現在、個人施行などの土地区画整理事業の認可などについては、施行面積5ha未満を区が、5ha以上のものを都が行うという役割分担になっている。 ○特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一部の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。施行面積が5haを超える土地区画整理事業は、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きいため、都が一体的に処理する必要がある。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。 (建築等の許可など) ○土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更又は建築物の建築に係る許可などは、建築基準法に基づき建築確認の際に併せて処理される。 ○当該事務については、現在、都区間で役割分担がなされており、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除き、各特別区が処理している。 ○現在、都に留保されている延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係る事務については、②-1の延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築確認等の事務と整合を図る必要がある。 よって、②-1と同様、当該事務についても、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

20 指定区間外国道管理などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 指定区間外国道管理などに関する事務											
(1) 指定区間外国道管理などに関する事務（特例都道を含む）	道路法に基づき、指定区間外国道（特例都道を含む。）に係る道路区域の決定・供用開始、築造・維持補修、占用許可等の道路管理に関する事務を行う。	区	△							○指定区間外国道や都道府県道の管理等を行う事務であり、指定都市に移譲されている事務である。当該道路の広域性を踏まえたと移譲を考慮する必要はあるが、都による管理により行わなければならないものを除き、特別区に移譲する方向で検討すべきである。地域の実情を踏まえたと迅速でより効率的な整備や管理が行えるようになることが期待できる。	都・区
		都	○		△					○大都市東京における幹線道路網を構成する路線は、日本の幹線道路網を形成するものであり、また、首都機能を担う基幹的な都市基盤であることから、都が広域的な道路ネットワークとして一元的、効率的に整備・管理する必要がある。 ○一方、昭和56年度都区検討委員会での合意等に基づき、地域内道路化した都道については、特別区への移管を図ってきている。 ○今後、特別区の区域や道路環境の変化により地域内道路化する都道については、引続き特別区へ移管する方向で検討する。	都・区

検討対象事務評価シート

法令に基づく事務

21 県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合評価
1 県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務											
(1) 県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、県費負担教職員の任免等に係る事務を行う。	区						△		○県費負担教職員の任免、給与の決定、休職及び懲戒に関する事務であり、指定都市に移譲されている事務である。より地域に根ざした意識を持った教職員の確保が図られるよう、特別区が担当方向で検討すべきである。地域の実情に応じた特色ある学校教育を推進することが期待できる。なお、特別区に移譲するには、法改正を含めた検討が必要である。	区
		都	○	○						○本来、義務教育については、その実施主体として、自主的・主体的な教育活動を促進するため、区市町村が責任を負うべきであり、教職員の人事権の行使と給与の負担についても、区市町村が行うべきである。したがって、県費負担教職員の任免、給与決定等の事務は、全ての区市町村に対して、給与負担と併せて移管すべきである。 ○ただし、区市町村に人事権を移管することによって、義務教育の実施主体として権限と責任を担うことが困難となる区市町村を発生させないために、人事権の移管にあたっては、採用や異動、昇任等について、区市町村相互の間における広域的な調整が不可欠であり、その仕組みを整備する必要がある。そのため、区市町村に対する県費教職員の人事権等の移管については、特別区だけでなく市町村も含めた、全区市町村で検討することが課題となる。 ○したがって、県費負担教職員の人事権については、給与負担とともに、すべての区市町村に対して、移管する方向で検討すべきであるが、その検討にあたっては、全区市町村にも関わるため、都区の事務配分の見直しという枠組みだけでは、解決が困難であるという課題がある。 ○なお、事務職員の任命権の移譲については、区市町村との調整を行った上で、先行的に、国へ法改正を要求している。	区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

21 県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
2 県費負担教職員の研修などに関する事務											
(1) 県費負担教職員の研修などに関する事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、県費負担教職員の研修を行う。	区								○県費負担教職員の研修に関する事務であり、指定都市、中核市等に移譲されている事務である。特別区が現在行っている教職員研修と合わせて、一体的・体系的に実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	○	○	○					○教職員の区市町村や学校への帰属意識を高めるためには、採用から異動・昇任・分限・懲戒・研修等、あらゆる機会を通じて区市町村の教育方針や地域特性を理解した教職員を育成していく必要があることから、教職員の任免権（④-21-1）の移管を前提として、区へ移管する方向で検討する。 ○なお、教職員の任免権が移管されない間は、都内全域の教育水準の確保、教育の機会均等の確保、効率性の確保等の観点から、引き続き都が担う必要がある。	区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

22 特定工場の新設届出受理などに関する事務									
事務名	概要及び備考	評価					特 法 令	考 え 方	総 合 評 価
		広 域	効 率	専 門	規 模	一 体			
1 特定工場の新設届出受理などに関する事務									
(1) 特定工場の新設届出受理などに関する事務	農住組合法に基づき、農住組合の設立等に係る各種認可、農住組合の監督に係る各種事務、事業の実施に伴う交換分合の認可等を行う。	区						○地域の生活環境に直接影響する事務であり、指定都市等に移譲されている事務である。現在区が実施している事務と併せて処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の特性や実情に応じた対応が期待でき	区
		都						○当該事務は、本来、都道府県事務とされているが、指定都市にあっては当該事務を行っている。一方、工場の立地は、住民生活に密接に関連する面もあるため、当該事務に関しては、一定以上の規模となった特別区が行うことが望ましい。 ○工場環境整備事務については、都は法第4条の2の規定に基づき「東京都工場立地法地域準則条例」で「地域準則」を定めており、特別区はこの準則により特定工場の新設等について判断することが可能である。また、緑化基準の確認など専門性を必要とする事務も、特別区が一定以上の規模になることにより、担うことが可能になると考えられる。	区
								よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。	

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

23 住宅改良区域内の建築行為の許可などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合 評価
1 住宅改良区域内の建築行為の許可などに関する事務											
(1) 住宅改良区域内の建築行為の許可などに関する事務	住宅地区改良法に基づき、住宅地区改良事業区域内における建築行為の許可などに関する事務を行う。	区								○市区町村が施行する住宅地区改良事業の区域内における建築行為の許可等を行う事務であり、指定都市、中核市、特別市等に移譲されている事務である。住宅地区改良事業と併せて事務処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じた対応が期待できる。	区
		都	○				○			○改良地区における建築行為等の許可などは、建築基準法に基づく建築確認の際に併せて処理される。 ○現在、特別区は、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除き、建築確認の事務を行っている。 ○このため、改良地区における建築行為等の許可などについても、都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るもの以外については、特別区に移管することとは可能である。 ○ただし、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物に係るものについては、②-1の延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築確認等の事務と整合を図る必要があるため、都に残す方向で検討する。	都・区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

26 再開発事業計画認定などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 再開発事業計画認定などに関する事務	<p>都市再開発法に基づき、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新が必要な区域において、民間事業者等の活力の再開発を促すを図り、市街地の再開発を促進することを目的とした、再開発事業計画の認定などに関する事務を行う。</p> <p>(1) 再開発事業計画認定などに関する事務</p>	区								<p>○民間の再開発事業を優良なものに誘導する事務であり、指定都市、中核市、特例市等に移譲されている事務である。既に一部を区が実施しており、「②-1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務」の見直しと合わせて、規模等に係わりなく、地域全体のまちづくりとの整合を図りつつ実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じた対応が期待できる。</p>	区
		都					○			<p>(再開発事業計画認定など) ○特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。一定規模を超える建築物等については、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きいため、都市の安全性や機能性の向上を図るためには、都が一体的に処理する必要がある。 ○ただし、周辺環境に与える影響が小さいと認められる再開発事業計画の認定については、区へ移管することを含め、役割分担を整理していく必要がある。 (建築等の許可など) ○市街地再開発促進区域区内における建築行為等の許可などは、建築基準法に基づき建築確認の際に併せて処理される。 ○当該事務については、現在、都区間で役割分担がなされており、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものは、各特別区が処理している。 ○現在、都に留保されている延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係る事務については、②-1の延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築確認等の事務と整合を図る必要がある。</p> <p>よって、②-1と同様、当該事務についても、都に留保する方向で検討する。</p>	都・区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

27 都市計画施設区域内の土地有償譲渡の届出受理などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
1 都市計画施設区域内の土地有償譲渡の届出受理などに関する事務	<p>公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買いに關しての届出、申出の受理、買取協議の通知、買取りらない旨の通知等の事務を行う。</p> <p>(1) 都市計画施設区域内の土地有償譲渡の届出受理などに関する事務</p>	区									
		都	○							<p>○都市計画施設等の区域内における土地の公共団体による買い取り等に関する事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されている事務である。地域全体の都市計画との整合を図りつつ処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じた対応が期待できる。</p>	区
		都	○							<p>○特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。</p> <p>○届出や申出に基づく土地の買取協議等については、都が、都市計画区域である区部全体の土地利用状況や都市計画事業の事業実施状況を勘案して広域的見地から総合的に判断することが必要である。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

28 保全区域内の建物建築届出受理などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合評価
1 保全区域内の建物建築届出受理などに関する事務	都市緑地法に基づき指定された特別緑地保全地区における建築物建築、土地の形質変更等の行為の許可事務、土地所有者から土地の買入れ、土地所有者が土地の買入れ等を行う。	区								<p>○特別緑地保全地区内の建築規制等に関する事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されている事務である。既に特別区は、10ha以上の特別緑地保全地区、都の建築主事の確認対象となる建物等に係るものを除き実施しており、「④-59都市計画区域域内の開発行為許可などに関する事務」、「②-1延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務②-1」の見直しと合わせて、規模等に係わりなく実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたきめ細やかな対応が期待できる。</p>	区
		都	○	○						<p>○当該事務は都市緑地法に基づく事務であるが、一方、都市計画法に基づく面積10h a以上の特別緑地保全地区の指定事務は「④-59-1-1」の項目で、都に残す方向で検討すべきとした。</p> <p>○現行の事務配分は、面積10h a未満の当該事務を事務処理特例条例により区へ移管しており、都市計画法施行令第9条の緑地保全地区指定権限と整合している。</p> <p>○都市緑地法は許可権限等を都市計画法施行令の指定権限を連動させていないが、不許可の場合には、損失補償や土地所有者からの土地の買入れし出し等に対応しなければならぬなど、指定権限と許可権限等を整合させる必要がある。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

29 土地の権利移転届出受理などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 土地の権利移転届出受理などに関する事務											
(1) 土地の権利移転届出受理などに関する事務	国土利用計画法に基づき、土地の有効利用による適正な土地利用の推進及び円滑化を図り、合理的な土地取引規制事務を行う。	区						△		○一定規模以上の土地取引の規制に関する事務であり、指定都市等に移譲されている事務である。地域全体のまちづくりとの整合を図りつつ実施できるように、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じた対応が期待できる。	区
		都	○				○			○標記事務は、一定規模以上の土地取引に関するものであり、土地利用目的の審査、勧告に当たっては、都が策定する土地利用基本計画との適合性や周辺地域への影響などを、広域的な立場から判断する必要がある。 ○監視区域等の指定による土地取引規制等については、全区全体の地価動向を勘案して総合的に判断し、一体的に対応することが必要である。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

30 住宅街区整備事業の認可などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合 評価
(1) 住宅街区整備事業施行地区内における建築行為等の制限などに関する事務	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づき、住宅街区整備事業の認可、住宅街区整備事業の施行地区内における施行の障害となる建築行為等の許可などに関する事務	区									
		都	○							○住宅街区整備事業に関する認可や建築規制等の事務であり、指定都市、中核市、特例市等に移譲されている事務である。既に一部を区が実施しており、「②-1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務」の見直しと合わせて、規模等に係わりなく、地域全体のまちづくりとの整合を図りつつ実施できるように、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じた対応が期待できる。	区
		都	○				○			○土地区画整理促進区域内における建築行為の許可などは、建築基準法に基づく建築確認の際に併せて処理される。 ○当該事務については、現在、都区間で役割分担がなされており、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除き、各特別区が処理している。 ○延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものなど現在、都に留保されている事務については、②-1の延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築確認等の事務と整合を図る必要がある。 よって、②-1と同様、当該事務についても、都に残す方向で検討する。 なお、個人施行などに係る住宅街区整備事業の認可などに関する事務は、既に事務処理特例条例により特別区が実施している。	都

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

30 住宅街区整備事業の認可などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
2 都心共同住宅供給事業の計画の認定などに関する事務 (1) 都心共同住宅供給事業の計画の認定などに関する事務	大都市地域における住宅及び住居地の供給の促進に関する特別措置法のに基づき、事業の実施に関する計画の認定、同変更認定、認定の取消し、認定事業者の地位の承認、認定事業者に対する改善命令等を行う。	区								○重点供給地域で行われる良質な住宅建設事業の認可等を行う事務であり、指定都市、中核市、特別市に移譲されている事務（現在の対象地域は東京23区、大阪市、名古屋市のみ）である。地域全体のまちづくりとの整合性を図りながら実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じた対応が期待できる。	区
		都								○当該事務は、老朽化した建築物の共同建替えや老朽マンションの建替え等を行う事業に係る計画の認定事務であるが、法で定める認定基準に適合するかどうか審査するものであることから、特別区が一定規模以上になり、人材の確保がなされれば、特別区が実施することは可能である。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。 ○ただし、移管に当たっては、以下の課題がある。 ・都心共同住宅供給事業については、法による認定基準のほか、都費を補助するための独自基準があり、これらの認定事務を都が一括して行っている。移管に伴う二重行政が発生しないように、都区の役割分担を明確化することを前提とすべきである。 ・当該事務には、東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）及び独立行政法人都市再生機構が行う事業が含まれるが、公社が事業を行う場合、事業計画の認定を行う主体は都となるため、公社に係る事務は、引き続き都に残ることとなる。	区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

31 農住組合の土地交換分合計画認可などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 農住組合の土地交換分合計画認可などに関する事務な どに関する事務											
(1) 農住組合の土地交換分合計画認可などに関する事務	農住組合法に基づき、農住組合の設立等に係る各種認可、農住組合の監督に係る各種事務、事業の実施に伴う交換分合の認可等を行う。	区								○地域のまちづくりや生活環境に直接影響する事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されている事務である。地域のまちづくりとの整合を図りつつ、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都								○標記事務は、当面の営農の継続を図りつつ、市街化区域内農地を円滑かつ速やかに住宅地等へ転換し、地域における住民の生活の安定と福祉の増進を図るものであり、ある程度広域的な視点から、事務を行う必要がある。 ○一方で、農住組合の設立認可にあたっては、知事はあらかじめ関係市町村（特別区を含む）から意見聴取しなければならない（第68条第4項）とされるなど、市町村との関係が深く、その意味では、特別区が地域の実情を踏まえて事務を行うことが望ましい。また、特別区が一定以上の規模になることにより、広域的視点からの事務処理が可能となる。したがって、基本的に特別区へ移管する方向で検討すべき事務である。 ○しかし、現在区部に農住組合はなく、将来的にも本事務が発生する可能性は低いと考えられることから、具体的な検討を行う実益は極めて小さい。	区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

32 特定周辺整備地区の指定などに関する事務										
事務名	概要及び備考	評価					考 え 方			総合評価
		広域	効率	専門規模	一体	法令	特 段	区	都	
1 特定周辺整備地区の指定などに関する事務 (1) 特定周辺整備地区の指定などに関する事務	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に基づき、特定整備地区の指定及び施設整備方針の策定等を行う。	区					△		○ 特定施設（2つ以上の産業廃棄物処理施設が一体的に設置される施設）の整備に関連して、特定周辺整備地区の指定等を行う事務であり、指定都市に移譲されている事務である。地域全体のまちづくりとの整合を図りつつ実施できよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じた対応が期待できる。	区
		都	○		○				○ 当該事務は、特定施設（産業廃棄物の処理を適正かつ効率的に行うために設置させる一群の施設）の整備に関連して、周辺の公共施設の整備を図ることが適当と認められる地区の指定及び整備方針の策定などを行うものである。 ○ 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項を定める廃棄物処理計画を策定し、産業廃棄物処理施設の許可を行うなどの産業廃棄物施策を行う都が、当該事務についても、引き続き担うべきである。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

33 賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 都が事業者を募集した住宅に係るもの (1) 都が事業者を募集した住宅に係るもの	特定優良賃貸住宅の建設・管理の適正を確保するため、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、供給計画の認定等を行う。	区								○優良な賃貸住宅の供給計画の認定等を行う事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されている事務である。地域の実情に応じて対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都		○					○		○都が公募・補助主体となる特定優良賃貸住宅（都民住宅・都市型民間賃貸住宅）については、平成18年度をもって供給（募集）を終了しており、現在は管理のみを行っている。 ○また、現在、民間活用型都民住宅は、空家やオーナーの経営問題等から、都において制度の再構築を図っているところであり、今後とも都が実態を把握した上で主体的に対応するべきものと考ええる。 よって、当該事務は、引き続き都に残す方向で検討する。

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

33 賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
(1) 区が事業者を募集した住宅に係るもの	特定優良賃貸住宅の建設・管理の適正を確保するため、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、供給計画の認定等を行う。	区								○優良な賃貸住宅の供給計画の認定等を行う事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されている事務である。地域の実情に応じて対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都		△						○良質な住宅の供給は、日常生活圏の拡大に合わせ、ある程度広域的な観点が必要とされるが、一方で、住民生活に直結する事務であり、特別区が一定以上の規模になることにより、これら双方の観点から地域の実情に応じて事務処理を行うことが可能となる。 ○住宅整備に関する専門知識が必要であるが、特別区が一定以上の規模になることにより、人材の確保も容易になる。 よって、当該事務については、区へ移管する方向で検討する。	区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

34 被災市街地復興推進地域内の建築行為許可などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 被災市街地復興推進地域内の建築行為許可などに関する事務	被災市街地復興特別措置法に基づき、被災市街地復興推進地域において、都市計画に定められた日までの、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者の許可などに関する事務を行う。	区								○被災地の緊急かつ健全な復興を目的に土地や建物に関する行為の許可等を行う事務であり、指定都市、中核市、特別市等に移譲されている事務である。地域の実情に応じた総合的な対応が可能となるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	○	○	○					○被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可などは、建築基準法に基づき建築確認の際に併せて処理される。 ○現在、特別区は、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除き、建築確認の事務を行っている。 ○このため、被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可などについては、都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るもの以外については、特別区に移管することは可能である。 ○ただし、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものについては、②-1の延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築確認等の事務と整合を図る必要があるため、都に残す方向で検討する。	都・区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

34 被災市街地復興支援地域内の建築行為許可などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
2 被災市街地復興推進地域における監視区域の指定に関する事務	被災市街地復興特別措置法に基づき、被災市街地復興推進地域において、地価が急激に上昇した場合等に於いて、国土利用計画法第27条の6第1項の規定により監視区域の指定に努める。	区								○被災市街地復興支援地域内における地価の規制に関する事務であり、指定都市に移譲されている事務である。地域の実情に応じた迅速な対応が可能となるよう、国土利用計画法に基づく「④-29土地の権利移転届出受理などに関する事務」の見直しと合わせて、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	○								○当該事務は、被災市街地復興推進地域内において、国土利用計画法第27条の6第1項の規定による監視区域を指定するものであり、同法に基づく監視区域の指定は、「④-29-1-(1)」の土地の権利移転届出受理などに関する事務と同様、都に残す方向で検討する。

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

3.5 防災街区計画整備組合の合併の認可などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合 評価
1 防災街区計画整備組合の合併の認可などに関する事務 (1) 防災街区計画整備組合の合併の認可などに関する事務	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づき、防災街区計画整備組合の合併の認可に関する事務、防災街区整備の整備のための特別の措置に関する事務を行う。	区								○ 防災街区の整備に係る許可等に関する事務であり、指定都市、中核市、特例市等に移譲されている事務である。既に一部を除き区に移譲されており、一連の事務を特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	○				○			○ 特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。 ○ しかし、当該事務は、一団の土地の区域内を防災街区として整備するために設立される防災街区計画整備組合や老朽化した建築物を除却し権利変換による土地建物の共同化を行って防災性能を備えた防災施設建築物及び公共施設の整備を行う防災街区整備型) など特別区が行う密集市街地の整備事業等と密接な関連があり、特別区が一体的に実施することが望ましい。 よって、当該事務は、原則として、区に移管する方向で検討する。 ただし、防災街区整備事業の施行区域内及び防災都市計画施設の区域内における延べ面積が1万㎡を超える建築物の建築行為の許可については、②-1の延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築確認等の事務と整合を図る必要があるため、②-1と同様、都に残す方向で検討する。	都・区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

36 大規模小売店舗新設届出受理などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 大規模小売店舗新設届出受理などに関する事務											
(1)大規模小売店舗新設届出受理などに関する事務	大規模小売店舗立地法に基づき、住民や商業その他の業務の利便確保に配慮すべき事項（交通渋滞、駐車場等）や周辺地域の生活環境の悪化防止に配慮すべき事項（騒音、廃棄物等）についての届出の受理などに関する事務を行なう。	区								○地域の商業や生活環境に直接影響する事務であり、指定都市等に移譲されている事務である。地域の実情に応じて総合的な対応が可能となるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	△	△	△				○大規模小売店舗の立地による影響は、近隣の区市町村に及ぶことも想定され、広域的な対応が求められることから、都道府県事務とされている。 ○一方、大規模小売店舗の出店は、周辺環境への配慮が求められ、都道府県は店舗所在地の区市町村への届出内容の通知、意見の聴取を行わなければならないとされている（法第8条第1項）など区市町村との関係が深く、特別区が事務を担うことが望ましいとも言える。 ○法は、運用を行う行政庁を、都道府県及び政令指定都市と定めているが、特別区が一定以上の規模になれば、事務を担うことは可能であると考えられる。 ○特別区へ移管することにより、事業者の利便性向上が見込まれるほか、各地域の実情に応じた審査・調整が可能となる。 よって、当該事務は、特別区へ移管する方向で検討する。ただし、区界に大規模小売店舗が進出する場合には、複数区による調整が必要となる場合があることから、課題として検討する必要がある。	区	

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

37 高齢者向け賃貸住宅整備計画認定などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 高齢者向け賃貸住宅供給計画認定などに関する事務 (1) 高齢者向け賃貸住宅供給計画認定などに関する事務	高齢者向け優良賃貸住宅の供給・管理の適正を確保するため、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、供給計画の認定等を行う。	区								○高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定等を行う事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されている事務である。地域の実情に応じて対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都		△						○良質な高齢者向け住宅の供給は、日常生活圏の拡大に合わせ、ある程度広域的な観点が必要とされるが、一方で、住民生活に直結する事務であり、特別区が一定以上の規模になることにより、これら双方の観点から地域の実情に応じて事務処理を行うことが可能となる。 ○住宅整備に関する専門知識が必要であるが、特別区が一定以上の規模になることにより、人材の確保も容易になる。 よって、当該事務については、区へ移管する方向で検討する。	区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

37 高齢者向け賃貸住宅整備計画認定などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
2 終身賃貸事業の認可などに関する事務											
(1) 終身賃貸事業の認可などに関する事務	高齢者に適した良好な居住環境が確保され高齢者が安定的に居住できること、高齢者の賃貸住宅の安定確保に関する法律に基づき、終身賃貸事業の認可等を行う。	区								○高齢者の終身賃貸事業の認可等を行う事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されている事務である。地域の実情に応じて対応できるように、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都		△						○良質な住宅の供給は、日常生活圏の拡大に合わせ、ある程度広域的な観点が必要とされるが、一方で、住民生活に直結する事務であり、特別区が一定以上の規模になることにより、これら双方の観点から地域の実情に応じて事務処理を行うことが可能となる。 ○住宅整備に関する専門知識が必要であるが、特別区が一定以上の規模になることにより、人材の確保も容易になる。 よって、当該事務については、区へ移管する方向で検討する。	区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

40 不在者投票に係る障害認定などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合評価
1 不在者投票に係る障害認定などに関する事務											
(1)不在者投票に係る障害認定などに関する事務	公職選挙法施行令に基づき、身体に重度の障害がある者に係る郵便による不在者投票のための障害程度を書面により証明する。	区									
		都		○	△					○障害者等が郵便による不在者投票を行うため、障害程度を書面により証明する事務であり、指定都市、中核市等に移譲されている事務である。現在、特別区が行っている經由事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都		○	△					○更生相談所は都道府県に必置の施設であり、当該事務は、④-3-1-1(1)「更生相談所設置など身体障害者の福祉に関する事務」に密接に関連する事務であるため、効率性及び専門性の観点からも、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

41 重要文化財の現状変更許可などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 重要文化財の現状変更許可などに関する事務											
(1) 重要文化財の現状変更許可などに関する事務	文化財保護法に基づき、重要文化財に関する軽微な現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可、及びその取り消し並びに停止命令を行う。	区	△		△					○重要文化財の現状変更許可などに関する事務であり、指定都市、中核市等の教育委員会に移譲されている事務である。現在、区が実施している受理事務と合わせ、地域の実情に応じた迅速な対応が可能となるよう、一連の事務を特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都			○					○当該事務は、本来、都道府県の教育委員会の事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市及び中核市で、現状変更等が当該市の区域内で行われる場合に限り、当該市の教育委員会が処理している。 ○特別区が一定以上の規模になることにより、専門知識を有する人材を確保して地域の文化財の保存に努めていくことが可能と考えられることから、現状変更等が各特別区の区域内で行われる場合には、当該事務を区へ移管する方向で検討する。	区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

42 社会福祉法人設立に係る定款審査などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 社会福祉法人設立に係る定款審査などに関する事務 (1) 社会福祉法人設立に係る定款審査などに関する事務	社会福祉法に基づき、社会福祉法人の設立に関する申請を受けて法人認可の要件が充足されているかどうか審査して認可する事務を行う。	区						△		○ 地方社会福祉審議会の設置については、都道府県、指定都市及び中核市に設置することとされている。審議会の意見聴取等が必要な事務（「④-2 民生委員に関する事務」、「④-9 老人福祉に関する事務」、「④-3 身体障害者の福祉に関する事務」）の移譲と合わせて、特別区が担う方向で検討すべきである。 ○ 社会福祉法人の認可や指導等については、指定都市及び中核市等に移譲されている事務であり、地域の実情に応じた対応が可能となるよう特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都								○ 当該事務は、本来、都道府県知事の権限に属するものであるが、法人の主たる事務所が指定都市及び中核市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事務が当該都市の区域を越えないもの等については、当該市の長が行っている。 ○ 区は、介護保険法や障害者自立支援法等により、社会福祉を広範に担う主体として位置付けられていることから、標記事務に関しても、各区が関係部署等と連携を図りながら実情を踏まえて実施することが、住民サービスの向上につながるものと考えられる。 ○ 社会福祉法人の設立認可や監督にあたっては公平性の確保が求められるが、審査基準が国から示されており、各区が行ったとしても統一性・公平性が損なわれるものではない。 よって、当該事務は、主たる事務所が一定規模以上となった特別区の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事務が当該区の区域を越えないものに係る事務については、区へ移管する方向で検討する。	区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

50 宅地造成工事規制区域の指定などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 宅地造成工事規制区域の指定などに関する事務											
(1) 宅地造成工事規制区域の指定などに関する事務	宅地造成等規制法に基づき、宅地造成に伴いがけ崩れ等の災害が生ずるおそれが大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域を「宅地造成工事規制区域」として指定し、区域内で行われる宅地造成に関する工事について災害防止のための必要な規制を行う。	区								<p>○宅地造成に伴う災害を防止するための規制等に関する事務であり、指定都市、中核市、特別市等に移譲されている事務である。既に一部を区が実施しており、地域の実情に応じた迅速な対応が可能となるよう、一連の事務を特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都								<p>○現在、特別区は、事務処理特例条例に基づき、宅地造成工事の許可などを行っており、宅地造成工事規制区域の指定などを行うことは、法令上及び人材上問題ない。</p> <p>よって、当該事務は、区に移管する方向で検討する。</p> <p>○ただし、平成18年の宅地造成等規制法改正に伴い、造成宅地防災区域の指定などの制度が創設されたことから、この制度の役割分担と併せて整理していく必要がある。なお、平成20年度から2カ年の予定で区域指定に必要な大規模盛土造成地の抽出調査（一次スクリーニング）を実施する。この間、関係する区市町村と連絡調整会議を組織し、平成23年度以降の調査主体（二次スクリーニング）や造成宅地防災区域の指定権限の移管などについて調整していく予定である。</p>	区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づき事務

52 指定区域内建築物用地下水採取許可などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 指定区域内建築物用地下水採取許可などに関する事務											
(1) 指定区域内建築物用地下水採取許可などに関する事務	建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づき、政令で指定された地域内において、揚水設備により建築物用地下水を採取しようとする者の許可に関する事務を行う。	区								○建築物用地下水の採取の許可等に関する事務であり、指定都市等に移譲されている事務である。現在、区が実施している関連事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都								○東京都内では、地下水の過剰な汲み上げによって地下水位を著しく低下し、昭和30年代から40年代にかけて、激しい地盤沈下を記録した。このため、工業用水法と建築物用地下水の採取の規制に関する法律、及び東京都公害防止条例による厳しい揚水規制が開始され、井戸利用から工業用水道や上水道への転換や、大量揚水者に対する揚水削減指導を強力に推進してきた結果、地盤沈下は沈静化傾向にある。 ○当該事務と類似の事務である、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）に基づき揚水規制に係る事務は、既に事務処理特例条例により、特別区が実施している。 ○当該事務を特別区に移管することにより、規制をうける事業者の事務負担が軽減されるというメリットがある。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。	区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づき事務

54 特定支援事業に係る指定法人の指定などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 特定支援事業に係る指定法人の指定などに関する事務	中小企業支援法に基づき、東京都が行う中小企業支援事業の実施に関する計画を定め、各中小企業支援策を実施する。また、東京都に代わって特定支援事業を行わせる法人（各都道府県に一つ）を指定し、その法人にその事業の適正かつ確実な実施を行わせるのに必要な措置を取る。	区						○		○地域の中小企業の経営に密接に関係する事務であり、指定都市が指定を受けて実施している事務である。特別区が行っている中小企業関連の施策とあわせて実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情を考慮した、より決め細やかな対応が期待できる。	区
		都							△	○都では、中小企業支援法に基づく特定支援事業のうち、プロジェクトマネージャーを配置し東京の経済の活性化を図る事業可能性評価、広域的な情報提供メニューを有するデータベースの運営及び取引改善指導（夏に法務大臣によるADR認証を取得予定）など高度で広域的な支援を指定法人に行わせている。 ○また、都は、安全性、機能性及び快適性を支える産業の育成を重点的に実施するなど大都市の特性を踏まえた政策的な支援を行っている。 ○以上から都が当該事務を処理する必要がある。 ○ただし、特別区が一定以上の規模になる場合に、特別区も指定法人を指定する権限を持つこととするかについては、現在、多種多様な主体により行われている中小企業支援施策の役割分担と合わせ検討すべきである。	都

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

56 流通業務地区公共施設都市計画決定などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 流通業務地区公共施設都市計画決定などに関する事務											
(1) 流通業務地区公共施設都市計画決定などに関する事務	流通業務市街地の整備に関する法律に基づき、流通業務市街地の整備に当たり、流通業務地区を都市計画決定し、あわせて公共施設に関する都市計画の策定等の事務を行う。	区	△							<p>○ 流通業務地区における公共施設の計画や施設建設等の規制に関する事務であり、指定都市のほか、一部中核市に移譲されている事務である。「④-59 都市計画区域内の開発行為許可などに関する事務」の見直しと合わせて、地域の美観に応じて都市計画や規制等が行えるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都								<p>○ 当該事務は、本来都道府県事務とされているが、一定以上の規模を有する指定都市や中核市にあっては当該市が処理しており、特別区が一定以上の規模になることにより、特別区が実施することは可能である。</p> <p>○ 流通業務地区内の規制の解除や違反施設に対する措置については、流通業務地区に関する都市計画決定等と比べて、広域的な観点からの調整の必要性が薄く、特別区が実施することは可能である。</p> <p>よって、当該事務は、特別区へ移管する方向で検討する。</p>	区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

57 非課税証明書の発行などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合評価
1 非課税証明書の発行などに関する事務											
(1)非課税証明書の発行などに関する事務	登録免許税法施行規則第3条により、社会福祉法人からの証明申請に基づき、当該建物等が社会福祉事業の用に供するものか東京都が確認している事項に基づき、確認し証明書を発行（非課税証明書ではない。）する。	区								○社会福祉法人の登録免許税非課税措置に必要な証明に関する事務であり、指定都市、中核市に移譲されている事務である。関連する「④-42社会福祉法人設立等に関する事務」の見直しと合わせて、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都							△	○社会福祉法人の財産については、社会福祉法人の定款記載事項であるため、④-42「社会福祉法人設立に係る定款審査などに関する事務」と密接に関連する。 ○④-42については、原則として区に移管する方向で整理した。 よって、当該事務は区へ移管する方向で検討する。ただし、区域を越えて事業を展開している社会福祉法人に関する事務については、都へ残す必要がある。	区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づき事務

59 都市計画区域内の開発行為許可などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 都市計画区域内の開発行為許可などに関する事務											
(1) 都市計画区域内の開発行為許可などに関する事務	都市計画法に基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画の決定を行う。	区	△							<p>○都道府県が決定主体となる都市計画のうち、指定都市に移譲されている都市計画の事務である。広域的な視点に立った対応の必要はあるが、地域の実情を踏まえた総合的な都市計画を定められるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○なお、都市計画区域内の開発行為に係る許可などに関する事務については、既に事務処理特例により特別区が実施している。</p>	区
		都	○				○			<p>○特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされているため、影響が区の区域を越え広域に及ぶ場合など、広域的観点から定めるべき都市計画については都が定めるべきである。</p> <p>○標記事務に含まれる都市計画は、影響が広域に及ぶため広域の見地から決定すべき都市計画や根幹的都市施設に関する都市計画であり、都が広域的見地から一体の都市計画区域として計画策定等を行うなど、必要な調整を図る必要がある。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価シート

4

法令に基づき事務

62 中央卸売市場の開設などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 中央卸売市場の開設などに関する事務											
(1) 中央卸売市場の開設などに関する事務	卸売市場法に基づき生鮮食品等の円滑な供給を確保し、都民の生活の安定に資するため、東京都が東京都全域を開設区域とする中央卸売市場を開設するとともに、市場の取引業務及び施設使用の適正化等に関する事務を行う。	区						○		○ 都道府県の卸売市場計画について指定都市が協議を受け、また、都道府県と合せて人口20万人以上の市が中央卸売市場を開設できざるものとする必要がある。中央卸売市場の整備については、広域的な対応を考慮する必要があるが、都区が連携して対応できるよう、都のみでなく、特別区も開設できる方向で検討すべきである。なお、特別区が権限を持つためには、法改正が必要である。	都・区
		都							○	○ 現在、都が管理している11市場のうち、築地市場(移転後の豊洲新市場)及び大田市場並びに都で唯一の施設である食肉市場は、利用者(売買参加者)はほぼ都全域に分布しており、また、他県の利用者も多いことから、東京都のみならず首都圏全体の流通拠点・基幹市場として機能している極めて広域的な強い施設である。さらに、生鮮食品等の産地は、大規模拠点市場に出荷先を集中させようとしていることから、今後これら3市場の生鮮食品流通の広域拠点としての役割・重要性は、ますます強まってくると思われる。このため、これら3市場については、都が広域的な視点で運営を行うことが不可欠である。	都
										○ その他の8市場については、取扱数量・金額は減少傾向にあり、また、市場会計も営業収支では一貫して赤字であるなど課題を抱えており、平成17年度に策定した第8次東京都卸売市場整備計画において、大規模拠点市場化の進行など都内の生鮮食品流通構造の変化、豊洲新市場の開設の影響などを踏まえ、市場の再編・統合、卸売市場間の連携、各市場の機能分化に基づく転換等を図ることとしてしていることから、広域的な視点で市場のあり方を検討していく必要がある。	
よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。											

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

66 貸付金償還免除などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 貸付金償還免除などに関する事務											
(1) 貸付金償還免除などに関する事務	災害用慰金の支給等に関する法律に基づき、区市町村が条例により実施する災害援護資金の貸付に要する経費の負担を行う（指定都市は都道府県ではなく国から貸付を受ける）。	区						○		○ 区市町村が実施する災害援護資金の貸付事務に対して都道府県が費用負担を行う事務であり、指定都市に移譲されている事務である。事務の権能と費用負担を一致させる観点から、費用負担についても特別区が担う方向で検討すべきである。なお、特別区に移譲するためには、法改正が必要である。	区
		都								○ 現在でも、特別区は、被災者からの借入申請を審査した上で貸付を決定しており、当該事務の主たる部分を担っている。 ○ 移管により、貸付と費用負担の主体が同一になり、事務の効率化も図られる。 よって、当該事務は区へ移管する方向で検討する。	区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

67 動物取扱業者の登録などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合評価
1 動物取扱業者の登録などに関する事務											
(1) 動物取扱業者の登録などに関する事務	動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業者の登録などに関する事務を行う。	区								○動物取扱業者等の適正な動物の飼養又は保管を管理する事務であり、指定都市等に移譲されている事務である。動物愛護に関する事務と合わせて、一連の事務を処理できよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じた迅速な対応が図れることが期待できる。	区
		都		○	○	○	○	○	○当該事務は、本来、都道府県知事の権限に属する事務であるが、指定都市においては、当該市の区域内で業を営む場合に限り、当該市の長が処理している。 ○当該事務は、狂犬病予防法に基づく事務(②-3)や犬及びびねこの引取りに関する事務(③-7)と密接に関連しており、一体的に検討する必要がある。 ○動物取扱業者の規制や特定動物等の飼養は、近隣住民の生活環境に大きな影響を与えるものである。 ○特に、動物の多頭飼養者に関する苦情対応については、すでに特別区が実施している事務であり、法25条に基づく措置勧告及び措置命令の権限を特別区に移譲することは、周辺の生活環境の保全のうえで効果的であることから、特別区へ移管する方向で検討すべきである。 ○一方、残りの動物取扱業者の規制及び特定危険動物の飼養許可等に係る事務については、動物の飼養等に関する高度な専門知識を有する獣医師の配置などが必要であり、また、区域を越えた事業者への対応やインターネット販売など広域的に業を営む者への適切な対応も必要である。区に事務を移管するとした場合には、これらの課題について十分な検討が必要である。 ○よって、当該事務は当該区の区域内で業を営む場合に限り、区に移管する方向で検討するが、移管の際には上記課題の解決が必要不可欠である。	区	

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

74 中核的支援機関認定などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 中核的支援機関認定などに関する事務											
(1) 中核的支援機関認定などに関する事務	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき、新事業支援機関として、経営革新、地域産業資源を活用して行う事業環境の整備などを行う。	区						○		<p>○ 地域産業資源を活用した新事業創出を図る事務であり、都道府県の他、指定都市が実施主体とされている事務である。特別区が行っている中小企業関連の施策とあわせて実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情を考慮した、より決め細やかな対応が期待できる。</p>	区
		都							△	<p>○ 事業環境整備構想は、地域産業資源の現状を評価・分析し、今後の発展可能性の高い戦略分野の設定や、海外を含めた他地域との広域的なネットワークを構築することによって、地域産業の発展可能性を高めることを目的として定めたものである。</p> <p>○ よって、中核的支援機関は、多種多様な新事業支援機関（大学、公設試、貿易センター、商工会議所、商工会連合会、ベンチャーキャピタル、国際展示場等）相互の連携を広域的に強化・促進していくことが必要である。</p> <p>○ 更に、都は、安全性、機能性及び快適性を支える産業の育成を重点的に実施するなど大都市の特性を踏まえた政策的な支援を行っている。</p> <p>○ 以上より都が当該事務を処理する必要がある。</p>	都

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

75 特定建築物の基準適合報告などに関する事務(特定路外駐車場設置届の受理)											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 特定建築物の基準適合報告などに関する事務(特定路外駐車場設置届の受理)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、特定路外駐車場設置の届出等に関する事務を行う。	区								○高齢者、障害者等の円滑な移動を確保する事務であり、指定都市、中核市及び特別市に移譲されている事務である。現在、特別区が行っている路外駐車場の届出等に関する事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたきめ細やかで一貫した指導等が期待できる。	区
(1) 特定建築物の基準適合報告などに関する事務(特定路外駐車場設置届の受理)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、特定路外駐車場設置の届出等に関する事務を行う。	都								○当該事務は特定路外駐車場の設置の届出等に関する事務であり、当該事務に基づき届出を駐車場法に基づき届出に添付して行うことは可能である。 ○駐車場法による届出は既に事務処理特例条例により特別区が実施していることから、特別区が行ったほうが効率的であり、申請者にもメリットがある。 よって、当該事務は、区に移管する方向で検討する。	区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

76 マンション建替組合の設立の認可などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 マンション建替組合の設立の認可などに関する事務											
(1) マンション建替組合の設立の認可などに関する事務	マンションの建替えの円滑化等に関する法律に基づき、マンション建替組合設立認可、個人施行における事業認可、権利変換計画認可等の認可事務等、組合理事長の氏名等の届出受理及び公告事務等を行う。	区								○ マンション建替組合の設立・権利変換計画の認可等を行う事務であり、指定都市、中核市及び特別市等に移譲されている事務である。現在、特別区が行っている住宅関連の相談業務や認可申請等の理由事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
	(1) マンション建替組合の設立の認可などに関する事務	○ 当該事務は、法令の基準に基づき、マンション建替組合の設立の認可などに関する事務を行っており、各区が個別に審査したとしても、都全体の統一性は確保される。また、個別のマンションに係る事務であり、周辺の市街地に大きな影響を与えるものではない。 ○ 区が処理することにより、区道の拡幅整備への協力要請などの調整を早期に図ることができるため、まちづくりの観点からもメリットが大きい。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。	都							○ 当該事務は、法令の基準に基づき、マンション建替組合の設立の認可などに関する事務を行っており、各区が個別に審査したとしても、都全体の統一性は確保される。また、個別のマンションに係る事務であり、周辺の市街地に大きな影響を与えるものではない。 ○ 区が処理することにより、区道の拡幅整備への協力要請などの調整を早期に図ることができるため、まちづくりの観点からもメリットが大きい。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。	区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

77 事業者等からのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分に関する届出の状況に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 事業者等からのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関する届出の受理などに関する事務	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、東京都PCB廃棄物処理計画を策定し、PCBを保管している事業者から、毎年度、PCBの保管及び処分の状況に関する届出を受理し、公表する。	区								○ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理計画の策定や保管・処分状況の公表等を行う事務であり、指定都市、中核市等に移譲されている事務である。地域住民の健康や生活環境に影響を及ぼす事務であることから、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	○	○	○	○					○当該事務の内容は、処理計画の策定などの広域的な立場からのPCB廃棄物の処理調整業務と、個別保管事業者や処分業者への届出指導業務に大別される。 ○処理計画の策定は、PCB廃棄物が東京都、3県、政令指定都市で構成する協議会で調整し、東京PCB廃棄物処理施設で1都3県分を処理するなど広域的に処理されていることを踏まえ、引き続き、都が行うべきである。 ○また、保管事業者や処分業者に対する届出指導業務は、産業廃棄物処理業の許可などの産業廃棄物施策を行う都が一体的に行うべきである。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

78 救援の実施などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 救援の実施などに関する事務											
(1) 救援の実施などに関する事務	<p>都内において武力攻撃事態（外国からの武力攻撃が発生した事態）や緊急対処事態（大規模なテロ等が発生した事態）に至った際には、都及び被災した区市町村等は国民保護法に基づき、住民の避難や被災した住民への救援の実施など各種国民保護措置を実施することとなる。この国民保護措置は、国からの指示に基づき実施する第1号法定受託事務であり、都と区市町村の役割分担が明確に規定されている。</p>	区	△							<p>○武力攻撃事態等の際に、避難住民の救援等を行う事務であり、指定都市に移譲されている事務である。現行の役割分担を踏まえ、都区が連携して対応できるようにすべきである。</p>	都・区
		都	○	○	○	○	○			<p>○当該事務は、国民保護法第184条（大都市の特例）の規定により、指定都市又は指定都市の長が処理するものとされており、現在の特別区は、同法第185条の規定により、市とみなされている。</p> <p>○当該事務は、武力攻撃事態や緊急対処事態発生の際の、被災した住民への救援の実施などの国民保護措置であり、都民生活や都民経済への影響を最小とするため、都全体として適切な態勢を整備し、的確かつ迅速に処理することが求められる。</p> <p>○また、当該事務の実施にあたっては、都道府県に留保されている（指定都市にも移譲がされていない）避難の指示や武力攻撃災害への対応などと一体的に東京都が実施することにより、非常事態時における一元的な対応が可能になる。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

79 交通結節機能高度化構想の作成及び国土交通大臣との協議などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 交通結節機能高度化構想の作成及び国土交通大臣との協議などに関する事務											
(1) 交通結節機能高度化構想の作成及び国土交通大臣との協議などに関する事務	都市鉄道等利便増進法に基づき、交通結節機能の高度化に向け、交通結節機能高度化構想の作成、協議会の設置等の事務を行う。	区								○交通結節機能高度化構想の作成、協議会の設置等を行う事務であり、指定都市に移譲されている事務である。鉄道事業者や関係機関との連携による駅利用者等の利便性の向上を図るため、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
(1) 交通結節機能高度化構想の作成及び国土交通大臣との協議などに関する事務	都市鉄道等利便増進法に基づき、交通結節機能の高度化に向け、協議会の設置等の事務を行う。	都								○当該事務は、本来都道府県事務とされているが、一定以上の規模を有する指定都市にあつては当該市が処理しており、特別区が一定以上の規模になることにより、特別区が実施することは可能である。 ○交通結節機能の高度化は、駅内外の一体的な整備により、交通モード間や事業者間の円滑な移動を実現しようとするものであり、構想の策定に当たっては、当該地域のまちづくり方針を踏まえる必要がある。 ○駅及び駅周辺の整備計画の策定やそのための検討会の開催等は、現在でも区が主体となつて行つており、区が当該事務を行うことは可能であると考えられる。 よつて、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。	区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

81 地域住宅計画に記載された配慮入居者への特定優良賃貸住宅の全部又は一部の賃貸の承認などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 都が事業者を募集した住宅に係るもの											
(1) 都が事業者を募集した住宅に係るもの	<p>地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に基づき、認定事業者（特定優良賃貸住宅の所有者等）が一定期間以上入居資格を有する者を確保できない特定優良賃貸住宅を地域住宅計画に記載した配慮入居者に賃貸する場合の承認等を行う。</p>	区								<p>○特定優良賃貸住宅の入居資格者以外の者への賃貸の承認を行う事務であり、指定都市及び中核市に移譲されている事務である。「④-33 賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務」の見直しと合わせて、特定優良賃貸住宅に係る一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都		○					○	<p>○④-33-1-1 (1) 「賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務（都が事業者募集した住宅に係るもの）」と密接に関連する事務である。 ○④-33-1-1 (1) (1) については、引き続き都に残す方向で検討すべきと整理した。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

81 地域住宅計画に記載された配慮入居者への特定優良賃貸住宅の全部又は一部の賃貸の承認などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
2 区が事業者を募集した住宅に係るもの											
(1) 区が事業者を募集した住宅に係るもの	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に基づき、認定事業者（特定優良賃貸住宅の所有者等）が一定期間以上入居資格を有する者を確保できない特定優良賃貸住宅を地域に賃貸するに記載した配慮入居者に賃貸する場合の承認等を行う。	区								○特定優良賃貸住宅の入居資格者以外の者への賃貸の承認を行う事務であり、指定都市及び中核市に移譲されている事務である。「④-33 賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務」の見直しと合わせて、特定優良賃貸住宅に係る一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都								○④-33-2-（1）「賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務（区が事業者募集した住宅に係るもの）」と密接に関連する事務である。 ○④-33-2-（1）については、区に移管する方向で検討すべきと整理した。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。	区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

82 雨水浸透阻害行為の許可、条件の付加などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 雨水浸透阻害行為の許可、条件の付加などに関する事務 (1) 雨水浸透阻害行為の許可、条件の付加などに関する事務	特定都市河川浸水被害対策法に基づき、雨水浸透阻害行為をしようとする者に対する許可事務及び保全調整池の指定事務を行う。	区								○特定都市河川流域内において、雨水の浸透を妨げる恐れがある行為に対する許可等を行う事務であり、指定都市、中核市及び特別市等に移譲されている事務である。集中豪雨等による浸水被害を軽減するための規制等を行う事務であり、地域住民の生活と密接に関係することから、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都								○当該事務は、本来都道府県事務とされているが、一定以上の規模を有する指定都市や中核市にあっては当該市が処理しており、特別区が一定以上の規模になることにより、特別区が実施することは可能である。 ○雨水浸透阻害行為の許可等の事務は、特別区が行っている開発行為の許可との関連が深く、特別区がこれと併せて行った方が効率的かつ効果的であり、申請者の利便性の向上にも寄与すると考えられる。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。	区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

83 構造改革特別区区域内の特別養護老人ホーム設置認可申請の審査などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
<p>1 構造改革特別区区域内の特別養護老人ホーム不足区域における特別養護老人ホーム設置認可申請の審査などに関する事務</p>	<p>構造改革特別区区域内の特別養護老人ホーム不足区域設置者からの施設設置認可申請に対して、法令に従った要件を具備しているか審査認可の事務を行なう。</p>	区									
<p>(1) 構造改革特別区区域内の特別養護老人ホーム不足区域における特別養護老人ホーム設置認可申請の審査などに関する事務</p>	<p>構造改革特別区区域内の特別養護老人ホームの設置者からの施設設置認可申請に対して、法令に従った要件を具備しているか審査認可の事務を行なう。</p>	区								<p>○構造改革特別区域内において、民間事業者による特別養護老人ホームの設置について認可等を行う事務であり、指定都市及び中核市に移譲されている事務である。「④-9 老人福祉に関する事務」における特別養護老人ホームの設置認可等の事務と合わせて、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都								<p>○④-9-1-(2) 「老人福祉施設の届出受理など老人福祉に関する事務」に密接に関連する事務である。 ○「老人福祉施設の届出受理など老人福祉に関する事務」については、先の幹事会で区へ移管する方向で検討する事務として整理した。</p> <p>よって、当該事務については区へ移管する方向で検討する。</p>	区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

84 一級河川の管理などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 一級河川の管理などに関する事務											
(1)一級河川の管理などに関する事務	河川法に基づく、一級河川（指定区間内）・二級河川の管理	区	△							<p>○国が指定した一級河川及び二級河川に係る整備計画の策定や河川管理等を行う事務であり、指定都市に移譲されている事務である。河川管理の広域性を踏まえた移譲を考慮する必要があるが、既に一部の事務については事務処理特例により区に移譲されており、都による管理により行われなければならないものを除き、特別区に移譲する方向で検討すべきである。地域の実情を踏まえた迅速より効率的な整備や管理が行えるようになることが期待でき</p>	都・区
		都	○	○						<p>【河川整備計画】 ○国土保全上又は国民経済上、特に重要な水系に係わる一級河川（河川法第4条）、公共の利害に重要な関係がある二級河川（河川法第5条）の整備計画の策定については、その流域全体に影響を及ぼすことから、都に残す方向で検討する。</p> <p>【河川工事、河川管理・維持修繕等】 ○現在、事務処理特例条例により、事務の一部を特別区が行っているが、事項により管理主体が都と区に分かれ、役割が不明確になっていることから、河川ごとくに都又は区が一元的に管理することが望ましい。</p> <p>①河川工事 流域全体の治水安全度を向上させる必要があるあり、事業の効果・影響が広域に及ぶ河川の工事については都に残す方向で検討する。 ②河川管理・維持修繕等 治水上重要な河川については、広域性及び都市機能の維持の観点から都が実施することとし、その他の河川については、住民に身近な特別区が実施する方向で検討する。</p>	都・区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

86 特定物資の価格の動向及び需給の状況に関する調査などの調査に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合 評価
1 特定物資の価格の動向及び需給の状況に関する調査などに に関する事務	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に基づき、特定物資の価格動向及び需給の状況に関する調査、特定物資の売渡しに関する指示などに関する事務を行う。	区								○国が指定した生活関連物資の価格調査や売渡しの指示等を行う事務であり、指定都市等に移譲されている事務である。地域の实情に応じて迅速かつ的確に対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	○	○	○	○	○	○	○当該事務については、緊急時等において、都民生活や都民経済への影響を最小とするため、都全体として適切な態勢を整備し、的確かつ迅速に処理することが求められる。 ○当該事務を特別区に移管した場合、特別区が一定以上の規模になったとしても、同一の区の区域以外に事務所等が所在するか否かで都・区で所管が分かれることになり、緊急事態発生時には対応の遅れが懸念される。 ○また、価格の動向や需給の状況に関する調査は、ある程度大きな物資流通圏内で行う必要がある。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。		

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

87 特定優良賃貸住宅を特定入居者に賃貸することの承認に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 都が事業者を募集した住宅に係るもの											
(1) 都が事業者を募集した住宅に係るもの	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（特定優良賃貸住宅を賃貸する者）を除く。）に特定優良賃貸住宅を賃貸することに対する承認を行う。	区								○特定優良賃貸住宅の耐震改修用仮住居を必要とする者への賃貸の承認を行う事務であり、指定都市及び中核市に移譲されている事務である。「④-33賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務」の見直しと合わせて、特定優良賃貸住宅に係る一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	○						○④-33-1-1 (1) 「賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務（都が事業者募集した住宅に係るもの）」と密接に関連する事務である。 ○④-33-1-1 (1) (1) については、引き続き都に残す方向で検討すべきと整理した。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。	都	

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

87 特定優良賃貸住宅を特定入居者に賃貸することの承認に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
2 区が事業者を募集した住宅に係るもの											
(1) 区が事業者を募集した住宅に係るもの	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律を除く。）に特定優良賃貸住宅を賃貸することに対する承認を行う。	区								<p>○特定優良賃貸住宅の耐震改修用仮住居を必要とする者への賃貸の承認を行う事務であり、指定都市及び中核市に移譲されている事務である。「④-33賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務」の「④-33賃貸住宅に係る一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。」</p>	区
		都								<p>○④-33-2-（1）「賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務（区が事業者募集した住宅に係るもの）」と密接に関連する事務である。 ○④-33-2-（1）については、区に移管する方向で検討すべきと整理した。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p>	区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

88 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定などに関する事務											
(1) 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定などに関する事務	中心市街地の活性化に関する法律に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地区域の、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定などを行う。	区								○中心市街地の活性化を図るための事務であり、都道府県のほか指定都市が実施主体とされている事務である。地域の実情に応じて総合的な対応が可能となるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	△	△						○中心市街地活性化法は、中心市街地における都市機能の増進などを総合的・一体的に推進することを目的とするものである。 ○本事務は、中心市街地において、大規模小売店舗の立地に係る規制を緩和するものであり、規制の緩和が近隣の区市に及ぶことが想定され、広域的な対応が必要な事務であり、都道府県事務とされている。 ○一方、規制の緩和は生活環境等への影響に配慮して行うことが求められることから、地域の実情に詳しい特別区が担うことが望ましいとも考えられる。 ○大規模小売店舗の立地による生活環境等への影響は、特別区全体へ及ぶものではなく、特別区が一定規模以上になれば当該事務を担うことは可能である。 よって、当該事務は、特別区へ移管する方向で検討する。ただし、区界に大規模小売店舗が進出する場合などにおいては、複数区による調整が必要となる場合があることから、課題として検討する必要がある。	区

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

89 基本方針の策定及び変更に係る意見の申出などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 基本方針の策定及び変更に係る意見の申出などに関する事務 (1) 基本方針の策定及び変更に係る意見の申出などに関する事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、国による基本方針の策定及び変更に係る意見の申出、一般廃棄物処理施設の許可、産業廃棄物の多量排出事業者の処理計画の受理、産業廃棄物処理業の許可並びに産業廃棄物処理施設の許可などに関する事務を行うほか、立入検査・行政処分などを行う。	区	△							○ 一般廃棄物の処理施設設置者、産業廃棄物の排出事業者、処理業者、処理施設設置者に係わる規制等に関する事務であり、指定都市、中核市等に移植されている事務である。広域化する産業廃棄物処理の状況を踏まえた対応を考慮する必要があるが、区が行う清掃事業と合わせ、地域の実情に応じた廃棄物の適正な処理が行えるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	○	○	○	○					○ 経済活動の広域化等に伴い、産業廃棄物の処理が都県境を越えて処理されるなど広域的に実施されていること、頒発する不法投棄に対し8都県市の連携による広域的な取り組みが進んでいることなどを踏まえ、産業廃棄物処理業や処理施設の許可や指導などの産業廃棄物施策は広域的に実施すべきである。 ○ また、標記事務を特別区に移管した場合、特別区が一定以上の規模になったとしても、許可事務の効率が低下し、区にとつて多大の負担となるだけでなく、処理業者にとつても許可手続の事務負担が膨大なものとなること懸念される。 ○ さらに、産業廃棄物処理施設や一般廃棄物処理施設の許可には専門的な知識や経験が必要である。 よつて、当該事務は、都に残す方向で検討する。

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

90 監視区域の指定に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 監視区域の指定に関する事務											
(1) 監視区域の指定に関する事務	大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第9条に基づき、同意特定地域内において、国土利用計画法第27条の6第1項の適用による監視区域の指定に努める。	区								○宅地開発と鉄道整備を一体的に推進する措置に伴う地価の規制等に関する事務であり、指定都市に移譲されている事務である。「④-29土地の権利移転届出などに関する事務」の見直しと合わせ、地域全体のまちづくりとの整合を図りつつ処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	○				○				○当該事務は、同意特定地域内において、国土利用計画法第27条の6第1項の規定による監視区域を指定するものであり、同法に基づく監視区域の指定は、「④-29-1-1」の土地の権利移転届出受理などに関する事務と同様、都に残す方向で検討する。

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

92 景観行政団体の事務などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 景観行政団体の事務などに関する事務											
(1) 景観行政団体の事務などに関する事務	景観法及び東京都景観条例等に基づき、景観形成の方針や行為の制限に関する事項などを景観計画に定め、この計画に基づき建築物等の建築など一定の行為について、届出を義務づけ、指導及び助言等の事務を行う。	区						○		○ 良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定等、景観行政団体としての事務を行うものであり、指定都市及び中核市においては景観行政団体に指定されている。良好な景観形成は、地域の特性と密接に関連するものであり、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の景観特性に応じた個性豊かな魅力ある景観形成が期待できる。	区
		都	○					○		○ 東京は市街地が極めて高い密度で連続し、街並み、景観が行政区域を越えて連続していることから、東京全体の景観保護のためには、統一的な意思決定の下で、一体的に事務を行うことが効果的であり、広域的な施策が必要である。 ○ 東京は大規模都市開発が活発で、市街地が常に更新され、その影響は各区の区域にとどまらず広域に及ぶものであることから、広域的に対応することが必要である。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

事務名	概要及び備考	評価						総合評価	
		広域	効率	専門規模	一体	法令	特段階		
1 官庁又は公署の嘱託による登記に関する事務									
(1)官庁又は公署の嘱託による登記に関する事務	<p>国有財産法に基づき、国道及び一級河川等について第一号法定受託事業として管理又は執行した事業に伴い、買収した土地等の国有財産で国土交通大臣の所管に属するものの登記を嘱託する等の事務を行う。</p>	△							都・区
		○							都・区

○国道や河川などの管理に伴い発生する財産の登記に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。道路や河川の管理に関する都区の役割分担に応じて、区が担う方向で検討すべきである。

○当該事務は、現在、東京都が行っている指定区間外国道、一級河川の指定区間及び二級河川の管理又は事業の実施に伴って発生する財産管理事務のうち不動産登記の事務である。
 ○不動産登記にかかる当該事務のみを取り出して区に移管することは、指定区間外国道、一級河川の指定区間及び二級河川の財産管理主体である都と新たな調整が発生するなど事務が煩雑になり、都が直接不動産登記事務を行う場合に比べ、非効率である。
 ○このため当該事務の取扱いについては、指定区間外国道、一級河川の指定区間及び二級河川の管理の役割分担に従って、都区の役割分担を検討すべきである。

指定区間外国道、一級河川の指定区間及び二級河川の管理については、④-20及び84において、都区という評価をしているため、当該事務についても、都区という評価とする。

検討対象事務評価シート

法令に基づく事務

5

事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方		総合 評価
										区	都・区	
2 都市計画事業の施行の認可などに関する事務												
1 都市計画事業の施行の認可などに関する事務												
(1) 都市計画事業の施行の認可などに関する事務	都市計画法に基づき、国の機関、都道府県、市町村以外の者が都市計画事業を施行しようとする場合の施行の認可などに関する事務を行う。	区									<p>○民間事業者が都市計画事業を施行することの認可等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事例である。地域の実情に応じて実施できるよう、特別区が担当方向で検討すべきである。</p>	区
		都	○				○				<p>【都市計画事業の施行の認可等】 ○特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。 ○特別区の区域において民間事業者等が行う都市計画事業については、区施行の都市計画事業の認可をしている都が、特別区の区域を越えて、広域的な視点から一体的に認可業務を行う必要がある。 ○都市の安全性や機能性の向上を図るためには、特別区の区域において民間事業者等が行う都市計画事業についても、都が、総合的・広域的な視点から各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響に配慮しつつ、一体的に認可等の業務を行う必要がある。 ○ただし、都市計画駐車場の施行の認可等の事務については、地域性に配慮して行う必要があることから、区へ移管する方向で検討する。 【都市計画決定等に係る調査のための立入り等】 ○調査のための立入りに関しては、都市計画法第25条第1項の規定により各都市計画決定権者が、その必要の限度において行うものと考えられているため、都が都市計画決定を行うに当たり必要となる調査のため立入りに関しては、都が行う必要がある。 以上のことから、当該事務は、都に残す方向で検討するが、都市計画駐車場の施行の認可等の事務に限り、区へ移管する方向で検討する。</p>	都・区

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

3 第一種市街地再開発事業の施行の認可などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 第一種市街地再開発事業の施行の認可などに関する事務 (1) 第一種市街地再開発事業の施行の認可などに関する事務	都市再開発法に基づき、老朽化した建築物の密集、土地利用の細分化、不十分な公共施設等都市機能が低下している市街地において、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備等を行うことにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更なる向上を目的とする第一種市街地再開発事業に関する事務を行う。	区								○民間事業者が市街地再開発事業を施行することの認可等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。地域の実情に応じて対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	○					○			○特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。第一種市街地再開発事業は、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が大きいため、都市の安全性や機能性の向上を図るためには、原則として都が一体的に処理する必要がある。 ○ただし、周辺環境に与える影響が小さいと認められる規模のものについては、区へ移管することを含まれ、役割分担を整理していく必要がある。

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

5 急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕などに関する事務 (1) 急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕などに関する事務	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、標識の維持修繕や急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕に関する事務を行う。	区	△	○						○急傾斜地崩壊危険区域の崩壊防止施設等の維持修繕に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。事務の効率性の観点から崩壊防止施設等を設置する都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○	○	○	○	○	○	○急傾斜地崩壊防止施設は、異常が生じたときその原因の特定と対策の検討が難しく、数多くの経験と高い専門技術が必要である。 ○急傾斜地崩壊防止施設が万が一破壊した場合には、人家、官公署、学校、病院等へ多大な被害を及ぼすと考えられる。このため、その対策工事については特に迅速に対応する必要があり、細心の注意と高い専門技術が必要である。 ○特別区における急傾斜地崩壊防止施設は7箇所（北区5箇所、新宿区1箇所、杉並区1箇所）と少なく、他の施設における事例や情報等が少ない中での維持管理は、効率性のみでなく、安全上の問題がある。 よって、当該事務は都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

6 管理協定の認可などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 管理協定の認可などに関する事務											
(1) 管理協定の認可などに関する事務	都市緑地法に基づき、特別緑地保全地区等の土地所有者と緑地管理機構が、緑地の管理について管理協定を締結するとの認可等に関する事務を行う。	区								○緑地管理機構が、緑地の管理について管理協定を締結するときの認可等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。関連事務と合わせて、地域の実情に応じて対応できよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都							○	○当該事務は、都市緑地法に基づく管理協定の認可などに関する事務である。管理協定は、特別緑地保全地区等の緑地について、土地所有者等による管理では当該緑地の有する機能が十分発揮することができないと判断されるような土地について締結するものである。 ○特別緑地保全地区の指定権限については、10haを境に都区間で役割分担しており、特別緑地保全地区内における行為の規制についても、④-28において、東京都は同様に10haを境に都区間で役割分担する方向で検討することとしている。 よって、管理協定の認可についても、同様に、10ha以上の特別緑地保全地区における管理協定の認可については都が、10ha未満については区が担う方向で検討する。	都・区

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

7 造成敷地等に関する権利の処分の制限などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 造成敷地等に関する権利の処分の制限などに関する事務											
(1) 造成敷地等に関する権利の処分の制限などに関する事務	流通業務市街地の整備に関する法律に基づき、流通業務施設整備に関する基本方針の策定等の事務を行う。	区	△							<p>○ 流通業務市街地に関する都市計画の前提となる方針の策定等に関する事務であり、事務処理特例により市に委譲している例がある事例である。流通業務市街地に係る都市計画に関する事務（④-59の一部）と合わせて、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>（基本方針の策定及び変更）</p> <p>○ 基本方針は、特別区の交通ネットワークを考慮し、区部全体で最も効率的な場所に立地するように、広域的な立場から策定する必要がある。</p> <p>○ 流通業務施設は、高速道路のインターチェンジ付近などの交通結節点において整備する必要があることから、区へ移管した場合、隣接した区で同じような機能の流通業務施設が整備される事態が懸念される。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p> <p>（流通業務施設に関する権利の設定又は移転の承認等）</p> <p>○ 流通業務施設に関する権利の設定又は移転の承認等の事務については、基本方針の策定及び変更と比べて、広域的な観点からの調整の必要性が薄く、特別区が実施することは可能である。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p> <p>ただし、既存の施設は、流通業務団地造成工事が完了して10年以上が経過しているため、流通業務施設等に関する権利の設定、移転承認等の事務は発生しない。</p>	区
		都	○	○		△	○				都・区

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

10 国道及び都道の土地に係る境界確定などに関する事務										
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門規模	一体	法令	特	考え方	総合評価
1 国道及び都道の土地に係る境界確定などに関する事務 (1) 国道及び都道の土地に係る境界確定などに関する事務	道路法の規定により指定市が管理する道路（指定区間外国道及び都道府県道をいう。以下同じ。）の用に供されている都道府県有財産である土地に係る境界確定に関する事務を行う。	区	△						○国道や河川などの管理に伴い発生する用地の境界確定に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。道路や河川の管理に関する都区の役割分担に応じて、区が担う方向で検討すべきである。	都・区
		都	○						○当該事務は、現在、東京都が行なっている指定区間外国道や都道の管理に伴って発生する国有地及び都所有地の財産管理事務の一部である。○財産管理事務の一部であるこの事務だけを取り出して区に移管することは、指定区間外国道や都道の管理主体である都との調整が発生するなど事務が煩雑になり、非効率である。○このため、指定区間外国道や都道の公物管理の役割分担にあわせて、財産管理権限の譲与を含めた都区の役割分担を検討すべきである。 指定区間外国道や都道の管理については、④-20において、都区という評価をしているため、当該事務についても、都区という評価とする。	都・区

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

12 他人の占有する土地への立入りなどに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
(1) 他人の占有する土地への立入りなどに関する事務	国有財産法に基づき、国土交通省所管の国有地の管理のうち、国有財産の調査・測量のための他人の占有する土地への立入り、境界確定の協議及び境界の決定等に関する事務を行う。	区	△							○国道や河川などの管理に伴い発生する用地の境界確定等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事例である。道路や河川の管理に関する都区役所が担当に依り、区が担当する方向で検討すべきである。	都・区
		都	○							○当該事務は、現在、東京都が行なっている指定区間外国道や一級河川の指定区間などの管理に伴って発生する国有財産の管理事務の一部である。 ○境界確定などの国有財産の管理事務の一部を取り出して区に移管することは、指定区間外国道や一級河川の指定区間などの管理主体である都との調整が発生するなど事務が煩雑になり、非効率である。 ○このため、指定区間外国道や一級河川の指定区間などの公物管理の役割分担にあわせて、財産管理権限の譲与を含めた都区役所間の役割分担を横断すべきである。 指定区間外国道や一級河川の指定区間などの管理については、④-20及び84において、都区という評価をしているため、当該事務についても、都区という評価とする。	都・区

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

14 組合の設立の認可などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 組合の設立の認可などに関する事務											
(1) 組合の設立の認可などに関する事務	中小企業等協同組合法に基づき、中小企業の組織化を推進し、組織を通じて経済的基盤の確立と環境の整備等を図るため、協同組合等の設立認可や決算関係書類の受理などに関する事務を行う。	区	△							○中小企業等協同組合の認可等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある地区が各区の区域を超えないものについて、特別区が担当方向で検討すべきである。	都・区
		都	△							○当該事務は、中小企業の組織化を推進し、組織を通じて経済的基盤の確立と環境の整備等を図ることを目的としており、組合の活動は定款に定められた地区に限定され、事業効果が広域的に及ぶものではない。 ○各種認可申請や届出の事務について身近な地域に窓口が設置されることにより、利便性が向上するものと考えられる。 ○さらに、区は、商店街振興組合法に基づく単一区の地域指定のある商店街組合に関する事務をすでに行っている。 ○ただし、企業組合については、定款に地区の定めがなく、事業活動が広域的に行われることから、都が担当必要がある。 なお、企業組合以外のものでも、定款で定める地区が一の特別区の区域を越える場合には都が担当必要がある。	都・区

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

15 協業組合の事業転換認可などに関する事務										
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	法令	特	考 え 方	総合 評価
1 協業組合の事業転換認可などに関する事務										
(1) 協業組合の事業転換認可などに関する事務	中小企業団体の組織に関する法律に基き、中小企業者やその他者が協同して経済事業を行うために必要な組織又は中小企業者がその営む事業の改善を達成するために必要と認め、国民経済の健全な発展を確保し、協業組合の事業転換や設立の認可などに関する事務を行う。	区	△						○中小企業等協同組合の協業組合化に係る認可等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。協業組合の地区が各区の区域を超えないものについて、特別区が担当方向で検討すべきである。	都・区
		都	○ ○ ○						○協業組合は、中小企業等協同組合と異なり、定款に地区を記載する必要がなく、事業範囲が広域にわたっている。また、主たる事務所の区域外にわたる事務所が置かれることも想定されることから、協業組合の監督を適切に行うためには、広域的自治体であると都が行う必要がある。 ○協業組合は区部に7件しかないことから、都が行ったほうが効率的である。 よって、当該事務は、都へ残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

19 高度化事業計画の認定などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 高度化事業計画の認定などに関する事務											
(1) 高度化事業計画の認定などに関する事務	中小小売商業振興法に基づき、高度化事業の種類ごとに定められた者が作成した高度化事業計画（商店街整備計画、店舗集団化計画、共同店舗等整備計画、商店街整備等支援計画）が法施行令で定める基準に適合するものである旨の認定を行う。	区								○商店街の整備その他の高度化事業計画の認定等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。地域の実情に応じて迅速かつ的確に対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	○						○	○年間の処理件数が0～2件しかないので、都が担った方が効率的である。 ○中小小売商業振興法により事業計画の認定を受けた組合等は、独立行政法人中小企業基盤整備機構に基づく高度化資金の無利子貸付を受け、計画の認定のみを区に移管することになると、都では計画の受付けや返済計画の検証が出来ないうえ、認定を受けた者に対しては貸付を拒むことは出来ない。以上のことから、当該事務を区に移管すると、都の事業に支障が生じる。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

23 認定製造業者等への立入検査などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 認定製造業者等への立入検査などに関する事務											
(1) 認定製造業者等への立入検査などに関する事務	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき、製造業者等への立入検査などの事務を行う。	区	△							<p>○製造業者等に対して、品質表示に関する指示や立入検査などを行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。都が広域的に対応しなければならぬものを除き、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	都・区
		都	○	○	○					<p>○当該事務は、基本的に農林水産大臣の権限で行う事務であり、都道府県圏域内に事業所を有する認定製造業者等への立入検査や、圏域内に主たる事業所を有する製造業者等に対する報告の聴取（国も実施でき）などが都道府県知事の事務とされていることから、それを更に地区で細分化することは効率性の面から問題である。</p> <p>○食品に関する表示は、消費者保護、食品の安全確保、栄養改善、不当競争の防止など様々な法令と関係があり、都では、生活文化局や産業労働局をはじめとした各局の連携により、表示の適正化推進に努めており、当該事務のみを特別区へ移管することは、事業効果や効率性の面で問題がある。</p> <p>○都では、消費生活条例の告示を改正し、JAS法による食品の表示に加え、都独自に調理冷凍食品の原料原産地の表示を義務付けたところであり、JAS法に基づき当該事務と一体的に制度を運用していく必要がある。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

24 宅地等供給事業の承認などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 宅地等供給事業の承認などに関する事務											
(1) 宅地等供給事業の承認などに関する事務	農業協同組合法に基づき、農業協同組合の宅地等供給事業規程の設置、変更および廃止の承認等の事務を行う。	区	○							<p>○ 農業協同組合の設立認可等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。特別区の区域における既存の協同組合の地区がいずれも複数区に跨っていることから、都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
		都	○ ○ ○							<p>○ 都内にある農業協同組合は複数の市区町村にまたがって広域的に事業を営むものがほとんどである。</p> <p>○ また、区部の農協数は少なく（総合農協は4つ）、宅地等供給事業の承認などの事務の実績も著しく少ないうえに、事務を移管するためには農業に関する専門知識や関連法令に精通した職員を配置する必要がある、区へ移管することは非効率である。</p> <p>○ 区部における実績が少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。</p> <p>よって、当該事務については都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価シート

法令に基づく事務

5

26 組合の事業に対する認可などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 組合の事業に対する認可などに関する事務											
(1) 組合の事業に対する認可などに関する事務	水産業協同組合法に基づき、水産業協同組合組織・運営の適正化を図るため、設立に関する認可や事業規定類の認可等に関する事務を行う。	区	○							<p>○ 漁業協同組合の設立認可等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある。特別区の区域における既存の協同組合の地区がいずれも複数区に跨っていることから、都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
		都	○ ○ ○ ○							<p>○ 都の系統団体は内湾 6 漁協を将来的に 1 漁協に合併する方針であり、一つの区の区域のみを地区とするような小規模な水産業協同組合が存続する可能性は低い。</p> <p>○ また、区部の漁協数は 6 漁協と少なく、定款の変更認可などの事務の実績も少ないうえに、事務を移管するためには水産業に関する専門知識や関連法令に精通した職員を配置する必要がある。区へ移管することは非効率である。</p> <p>○ 区部における実績が少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。</p> <p>よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

31 診療簿及び検案簿の検査及び報告に関する事務							総合評価		
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門規模	法令	特徴	考え	方
(1) 診療簿及び検案簿の検査及び報告に関する事務	獣医師法に基づき、獣医師が診療(検案)した場合に記載、保存する診療簿(検案簿)の検査及び獣医師の現況届出(法222条の獣医師)の受理、進達に関する事務を行う。	区							
		都							
		区						○獣医師の診療簿(検案簿)の検査等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事例である。地域の実情に応じて迅速かつ的確に対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	
		都		○			△	○獣医事に係わる獣医師法と獣医療法は、密接不可分の法規であることから、一体的に所管する必要がある。 ○区部における検査などの実績は区単位では少ないうえに、事務を移行するには獣医学的知識や獣医療に関する知識経験を有する職員を配置する必要がある。区へ移管することは非効率的である。 ○区部における実績が少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。	

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

32 診療施設の使用制限の命令などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 診療施設の使用制限の命令などに関する事務											
(1) 診療施設の使用制限の命令などに関する事務	獣医療法に基づき、飼育動物診療施設（動物病院）開設に関する届出受理、動物病院の構造設備、施設の管理及び飼育動物の医薬品等の管理及び飼育動物の収容について遵守すべき事項に関する指 導、監督等に関する事務を行う。	区								○飼育動物診療施設の指導、監督等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事例がある。地域の実情に応じて迅速かつ的確に対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都								○獣医事に係わる獣医師法と獣医療法は、密接不可分の法規であることから、一体的に所管する必要がある。 ○区部における検査などの実績は区単位では少ないうえに、事務を移行するには獣医学的知識や獣医療に関する知識経験を有する職員を配置する必要がある。区へ移管することは非効率的である。 ○区部における実績が少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。 よって、当該事務については都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

33 ふ化業者の登録などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 ふ化業者の登録などに関する事務 (1) ふ化業者の登録などに関する事務	養鶏振興法に基づき、鶏ふ化業者の施設が農林水産省の定める基準に適合しているものであることを確認し、登録する。	区	○							○ 鶏のふ化業者の登録や検査等を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。広域的対応が必要なことから、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○							○ 登録されたふ化業者について、ふ化場が他の都道府県の区域にある場合は、その確認状況等の相互通知義務があり、特別区に事務移管した場合には、特別区間及び特別区と他府県との間で情報交換を行うこととなり、事務が複雑化するおそれがある。 ○ 区部のふ化業者の登録件数の実績は少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。また、事務を移管するためには畜産業に関する専門知識や関連法令に精通した職員を配置する必要があり、区へ移管することは非効率である。 ○ 加えて、都が一元的に情報を管理することにより、発生が相次いでいる鳥インフルエンザに対しても迅速かつ的確に対応することが可能となる。 よって、当該事務については都に残す方向で検討する。

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

34 畜産業者の管理基準違反に対する勧告などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 畜産業者の管理基準違反に対する勧告などに関する事務	<p>(1) 畜産業者の管理基準違反に対する勧告などに関する事務</p> <p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、畜産農家の家畜排せつ物の管理状況等についての検査等に関する事務を行う。</p>	区	△	○	△					○家畜排せつ物の管理に関する指導等を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。事業の効率性等の観点から、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都		○	○					○当該事務は、家畜排せつ物の適正処理と利用の促進のための指導、助言、命令、勧告である。家畜排せつ物に関する問題は、基本的に、当該畜産業者の住所地を管轄する特別区の区域で完結するものであり、地域に密着した特別区が実施することが望ましい。 ○しかし、区部の畜産農家は1軒と少なく、指導などの事務の実績も著しく少ないうえに、事務を移管するためには畜産業に関する専門知識や関連法令に精通した職員を配置する必要があり、区へ移管することとは非効率である。 ○区部における実績が少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。 よって、当該事務については都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

35 輸出水産物製造事業場の登録などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 輸出水産物製造事業場の登録などに関する事務 (1) 輸出水産物製造事業場の登録などに関する事務	輸出水産物の振興に関する法律に基づき、輸出水産業者等の登録などに関する事務を行う。	区	△	○	△					○輸出水産物の事業場の登録等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。事業の効率性等の観点から、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都		○	○					○区部の輸出水産業者の事業場の登録は2件と少なく、立入検査などの事務の実績も著しく少ないうえに、事務を移管するためには水産業に関する専門知識や関連法令に精通した職員を配置する必要がある、区へ移管することは非効率である。 ○区部における実績が少なく、多摩、高しよを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。 よって、当該事務については都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

38 就農計画の認定などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
(1) 就農計画の認定などに関する事務	青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法に基づき、新たに就農しようとする青年等に当該青年等をその営む農業に就業させようとする者が、農業の技術又は経営方法を实地に習得するため、研修等の計画を作成した場合における認定等に関する事務を行う。	区	△	○	△					○就農しようとする青年等が作成する就農計画の認定を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。事業の効率性等の観点から、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都		○	○				○	○就農計画の認定については、基準が示されており、都が広域的に処理する必要性は低い。 ○しかし、区部の認定件数の実績は少ないうえに、事務を移管するためには農業に関する専門知識や関連法令に精通した職員を配置する必要がある。区へ移管することは非効率である。 ○区部における実績が少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。 ○就農計画の認定を受けた者は、都が農林水産振興財団を通じて行う就農支援資金貸付の対象となっており、当該事務と密接な関係があり、一体的に取り扱う必要がある。 よって、当該事務については都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

39 基金の業務の受託者に対する立入検査などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門規模	一体	法令	特	考	方	総合評価
1 基金の業務の受託者に対する立入検査などに関する事務	独立行政法人農業者年金基金に基づく、独立行政法人農業者年金基金が業務を行うに及び、独立行政法人農業者年金基金の業務の受託者に対する立入検査業務等を行う。	区	○						○農業年金基金の業務を受託した農業協同組合に対する報告の徴収等を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。特別区の区域における既存の協同組合の地区がいずれも複数区に跨っていることから、都が担う方向で検討すべきである。		都
		都	○ ○ ○	○ ○ ○					○都内にある農業協同組合は複数の市区町村にまたがって広域的に事業を営むものがほとんどである。(総合農協は4つ)、農協に対する監査指導の実績も少ないうえに、事務を移管するためには農業に関する専門知識や関連法令に精通した職員を新たに配置する必要があり、区へ移管することは非効率である。 ○区部における実績が少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。 よって、当該事務については都に残す方向で検討する。		都

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

40 導入計画の認定などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 導入計画の認定などに関する事務											
(1) 導入計画の認定などに関する事務	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定等に関する事務を行う。	区	△	○	○					<p>○ 持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定等を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。事業の効率性、専門性等の観点から、都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
		都		○	○					<p>○ 導入計画の認定については、都から特別区に認定基準を示すことにより、特別区でも可能な事務である。 ○ しかし、区部の認定件数の実績は少ないうえに、事務を移管するためには農業に関する専門知識や関連法令に精通した職員を配置する必要がある。区へ移管することは非効率である。 ○ 都は多摩、島しょにおいても事務を行なっており、区部・多摩・島しょの都全域について都が一体的に行うほうが効率的である。よって、当該事務については都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

4.2 地下水採取の許可などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 地下水採取の許可などに関する事務											
(1) 地下水採取の許可などに関する事務	工業用水法に基づき、政令で定める地域において、井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供しようとする者の許可に関する事務を行う。	区	△							○地下水採取に係る許可、立入調査等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。現在、区が実施している関連事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	○							○東京都内では、地下水の過剰な汲み上げによって地下水位が著しく低下し、昭和30年代から40年代にかけて、激しい地盤沈下を記録した。このため、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律及び東京都公害防止条例による厳しい揚水規制が開始され、井戸利用から工業用水道や上水道への転換や、大量揚水者に対する揚水削減指導を強力に推進してきた結果、地盤沈下は沈静化傾向にある。 ○しかしながら、工業用水道事業は、事業開始以来、40年以上が経過し、施設の老朽化等が進行するとともに、需要量が減少し、現状のままでは事業の継続が困難な状況である。このため、都では工業用水道事業の廃止などを含めた抜本的な経営改革について、関係各局で検討を進めている。 よって、当該事務は都へ残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

48 販売事業者に対する立入検査などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 販売事業者に対する立入検査などに関する事務											
(1) 販売事業者に対する立入検査などに関する事務	消費生活用製品安全法に基づき、一般消費者の生命・身体に危害を及ぼすおそれが多い製品（特定製品）の販売事業者に対する立入検査等を行う。	区								○特定製品の販売事業者に対する立入検査等の事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事例である。地域の実情に応じて迅速かつ的確に対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都								○特定製品の技術上の基準は、経済産業省により「特定製品の技術上の基準等に関する省令」に詳細に規定されており、特別区が担ったとしても、都民の安全を確保するための統一性は確保できる。 よって、当該事務は区へ移管する方向で検討する。ただし、違反事業者を発見した場合の情報共有の仕組みを構築する必要がある。	区

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

49 指示に従わない販売業者の公表などに関する事務													
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特	考	え	方	総合 評価
(1) 指示に従わない販売業者の公表などに関する事務	家庭用品品質表示法に基づき、都内販売業者が、適正な表示を行っていないか否かについて立入検査等を行い、表示事項の不表示、遵守事項違反に対しては必要な指導、指示、公表を行う。	区											
		都											
		区											
		都	○										
		区											
		都											

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

50 標準価格等の表示等に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 標準価格等の表示等に関する事務											
(1) 標準価格等の表示等の指示等に関する事務	国民生活安定緊急措置法に基づき、特に価格の安定を図るべき特定物資に関する標準価格等の表示の指示などの事務を行う。	区								<p>○国が価格安定のための緊急措置を行った場合に、指定された物資を販売する事業者に標準価格表示の指示等を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある。地域の実情に応じて迅速かつ的確に対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都	○							<p>○緊急時においては、国・都・区市町村が連携協力し、多くの措置を総合的に講じる必要があり、区へ移管した場合、区域においては都の権限が及ばなくなり、東京都国民保護計画において都が行うその他の措置との一体性に欠ける。</p> <p>○再編後であっても、同一の区の区域以外に事務所等が所在するか否かで都・区で所管が分かれることになり、緊急事態発生時に対応の遅れが懸念される。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価シート

法令に基づく事務

5

52 特定非営利活動法人の設立の認証などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 特定非営利活動法人の設立の認証などに関する事務	<p>特定非営利活動促進法に基づき、特定非営利活動法人に関する設立等の認証申請書の受理・認証、届出書類等の受理及び法人指導・監督などに関する事務を行う。</p>	区						△		○事務所が区内のみにある特定非営利法人設立の認証、立入検査等を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。地域の実情を踏まえた対応が可能となるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	
		都								<p>○特定非営利活動法人は、市民の自主的な参加により社会貢献活動を行う団体であり、その自主的な活動を促進するためには、法人の業務運営のあり方について、できる限り法人自身が行うことにより、その健全な発展が期待されており、行政の監督はあくまで最終的な是正手段とされている。</p> <p>○その一方で、近年、特定非営利活動法人として認証を受けながら、実際には営利活動を行っている者が出現しており、さらには、悪質な商行為を行う者もある。これらの法人に対する指導・監督は、ある程度広域な範囲を所管することによって、その健全な発展が蓄積され、その結果、適切な行政処分が可能となる。</p> <p>○また、特定非営利活動法人は、事業地域が限定されていないことから、広域的に活動する法人も多く、法人の状況を適切に把握し、指導・監督するためには、広域的自治体である都が行う必要がある。よって、当該事務は都へ残す方向で検討する。</p>	

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

53 排出量等の届出経由及び意見付与などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 排出量等の届出経由及び意見付与などに関する事務 (1) 排出量等の届出経由及び意見付与などに関する事務	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、化学物質の排出量等のデータについて、国から事業者等への届出経由の提供される電子ファイル化されたデータを加味して、集計、公表する。	区								○特定化学物質の排出量等の届出の経由、結果の公表等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。現在、区が実施している関連事務と合わせて、一連の事務を処理できるように、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都							○	○特別区はすでに環境確保条例に基づく適正管理化学物質の使用量等の報告の受理や、適正管理化学物質取扱事業者に対する指導及び助言等を行っており、都に残っている届出経由事務等については区が担うことは可能である。 ○しかし、都は現在、化学物質の排出抑制に向け制度全体の見直しを行っており、当該事務についても、制度の全体像を踏まえた上で検討する必要がある。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

54 掘削工事場所等への立入検査などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 掘削工事場所等への立入検査などに関する事務 (1) 掘削工事場所等への立入検査などに関する事務	温泉法に基づき、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設への立入検査及び質問に関する事務を行う。	区	△	○	○	○				○温泉の掘削工事場所等への立入検査等の事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。事業の効率性、専門性等の観点から、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都		○	○	○				○当該事務は、法第3条に基づく土地の掘削の許可や、法第15条に基づく温泉の利用の許可等の事務を行うにあたって、必要限度において、立入検査等を行うものである。これらの事務は、密接に関連があり、事務の主体は同一であることが、事業効果や事業効率の観点から望ましい。 ○また、申請書に示されたとおり工事が行われているか、可燃性天然ガス安全対策が適切に実施されているか等の確認にあたっては、専門性と経験を有する人材の確保が必要である。 よって、当該事務は、都へ残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

55 鳥獣の捕獲等の許可などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 鳥獣の捕獲等の許可などに関する事務											
(1) 鳥獣の捕獲等の許可などに関する事務	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、野生鳥獣の捕獲の許可等に関する事務を行う。	区	○							○鳥獣の捕獲の許可等を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。都が広域的に対応しなければならぬものを除き、特別区が担う方向で検討すべきである。	都・区
		都	○	○	○	○	○	○	○鳥獣の移動の広域性を考えると、鳥獣の保護や捕獲許可について権限が分散することは、事務の効果、効率性の面から適切ではない。 ○また、当該事務に密接に関連する都のカラス対策については、都が民間事業者に対し、都内全域若しくは特別区内といった広範囲の捕獲許可を与えることで、効果を上げてきた。 よって、当該事務は都へ残す方向で検討する。	都	

検討対象事務評価シート

5

法令に基づき事務

62 広告事項の許可などに関する事務												
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価	
1 広告事項の許可などに関する事務												
(1) 広告事項の許可などに関する事務	歯科技工士法に基づき、歯科技工所等に係る広告事項の許可の事務を行う。	区								<p>○歯科技工所等が行う広告事項の許可に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。現在、区が実施している関連事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区	
										<p>○歯科技工士法により都道府県の事務と規定されている事務の大部分は、保健所設置市の事務とされており、既に特別区も実施している一方、今回検討対象となる法第26条第1項第4号の広告事項の許可については、許可権限が都に留保されている。</p> <p>○広告事項の許可についても、他の歯科技工士法における事務を行っている特別区が一体的に行うことが望ましい。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p> <p>ただし、基準作成にあたっては ①国の見解が商業的広告を認めていない ②技工所の株式会社運営が増え、支店等設置により広域的になっているため、自治体単独での許可が現実的でなくなっているなどの問題点があり、全国統一の指針が必要と思われる。</p>	都 △	区

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

事務名	概要及び備考	64 病院の開設の許可などに関する事務							総合評価		
		評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令		特段	考 え 方
1 病院の開設の許可などに関する事務											
(1) 病院の開設の許可などに関する事務	医療法に基づき、病院の開設許可などの事務を行なう。	区	○							<p>○病院の開設許可、医療法人の設立認可等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。広域的対応が必要なことから、都が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○本事務には、大きく分けて地域医療支援病院に関する事務、公的病院を含めた病院の開設及び運営に関する事務、医療法人に関わる事務が含まれている。</p> <p>○このうち医療法人の認可・処分などに関しては、都区で役割分担している病院等に関する許可・監視指導事務と一体となって行うことが望ましい部分もある。</p> <p>○しかし、事務の移管については、以下の課題が見こまれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療支援病院については、保健医療計画上、高しよを除くすべての二次保健医療圏において確保することとなっている。 ・かつ、現行制度では地域医療支援病院が二次医療圏を基本的活動圏とされていることから、特別区が一定規模以上になつたとしても、事務処理に当たって、都による広域的な調整等を行うことが必要となることが考えられる。 ・また、承認等に当たって都が設置する医療審議会の意見を聞く必要がある、調整が必要である。 ・病院の開設許可等の病院の開設及び運営については、病院等の病床数に関し、都が保健医療計画において定める医療圏毎の基準病床に留意する必要がある、特別区が一定規模以上になつたとしても、都が広域的な調整を行う必要が想定される。 ・医療法人の許可等に関する事務については、法人によって設置する医療施設の所在地が区間及び都区間をまたがる場合もあることから、事務の処理に際して都による広域的な調整が必要になる可能性がある。 ・また、処分等に当たって都が設置する医療審議会の意見を聞く必要がある、調整が必要である。 <p>よって、当該事務は、移管について解決すべき多くの課題が見込まれることから、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

65 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく健康診断の実施などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく健康診断の実施などに関する事務	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者に対する健康診断の実施や、必要な指導を行う。	区								○原子爆弾被爆者等に対する健康診断の実施や必要な指導を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。区が実施している関連事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	○								○被爆者は、主治医の在籍する医療機関での健診を希望することが多いため、居住区以外の医療機関でも受診できるよう、都内全域の230箇所の医療機関と契約し、体制を整備している。 ○被爆者の利便性とプライバシーに配慮すると、被爆者援護に係るその他の事務と併せて、都が一元的に処理することが必要である。 よって、当該事務は都に残す方向で検討する。

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

67 高度管理医療機器等の販売業許可などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 高度管理医療機器等の販売業許可などに関する事務											
(1) 高度管理医療機器等の販売業許可などに関する事務	薬事法に基づき、高度管理医療機器等の販売業許可などの事務を行う。	区	○							<p>○ 高度管理医療機器等の販売業許可等に関する事務であり、事務処理特別により移譲している例がある事務である。広域的対応が必要などから、都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
(1) 高度管理医療機器等の販売業許可などに関する事務	薬事法に基づき、高度管理医療機器等の販売業許可などの事務を行う。	都	△						△	<p>○ 平成17年4月から改正薬事法が施行されるにあたり、薬事法における都道府県知事権限の許可などについては、特別区は、都区の役割分担の協議を経て、事務処理特例条例により、特別区に委譲している。このため、特別区は医薬品販売業の許可事務などにおける一定のノウハウを有している。</p> <p>○ 17年4月以降、都が実施することとした事務についても、特別区が一定以上の規模になることにより、効率的な事務処理が可能になるものもあると考えられるが、例えば、高度医療機器に分類される機器は、心臓ペースメーカーや人工骨など高度な手術が必要なものからコネクタクトレントレンズなどに至るまで幅が広い。また、21年度には、新たな薬事法改正により、販売業全般についての見直しを実施されることとなっている。(現在は、政省令が固まっている段階)</p> <p>よって、当該事務の移管については、移譲する事務の範囲や改正薬事法の施行の体制などについて、事前に十分な検討を行うことが必要であり、現時点においては、都と評価する。</p>	都

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

68 特定毒物研究者の許可などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
(1) 特定毒物研究者の許可などに関する事務	毒物及び劇物取締法に基づき、特定毒物研究者の許可などの事務を行う。	区	△							○特定毒物研究者の許可などに関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある。特定毒物研究者の許可等の事務は、区が実施している関連事務と合わせて、一連の事務を処理できるように、特別区が担当方向で検討すべきである。また、製造業者等に係る廃棄物回収命令等の事務は、広域性の観点から都が担当方向で検討すべきである。	都・区
		都	○	○	△					○特別区は、毒物又は劇物の販売業者に係る事務を実施しているほか、事務処理特例により、都道府県知事の事務のうち、業務取扱者に対する事務を既に実施しており、毒劇物取締事務について一定のノウハウを有している。 ○しかし、特定毒物研究者の許可等の事務は、研究者が属する組織の本体と研究を行う場所とが同一でない場合もあり、区域を超えた許可申請、変更申請などの利便性や適切な指導を遺漏無く実施する観点からも、広域的な対応が必要となり、特別区が一定以上の規模になることによっても、効率的な事務処理が可能になるとは考えられない。大学の場などでは、都域を超えてキャンパスや実習場を有することもあり、統一的な指導や国、他府県等との連携を効率的に行うためにも、都が実施することが必要である。 ○また、特定毒物研究者等に関する事務の事務処理件数は少ないことから都が実施するほうが効率的である。	都

検討対象事務評価シート

5

法令に基づき事務

69 受胎調節実地指導員の指定などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 受胎調節実地指導員の指定などに関する事務											
(1) 受胎調節実地指導員の指定などに関する事務	母体保護法に基づき、受胎調整の実地指導員の指定などに関する事務を行う。	区								<p>○ 受胎調整の実地指導員の指定に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。現在、区が実施している関連事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○ 受胎調節実地指導員の指定申請にあたっては、都道府県知事の認定する受胎調節実地指導員講習を修了する必要があるが、都においてはその講習の認定権限を通じて指導員の水準を確保している。</p> <p>○ 特別区は現在、申請書の受理や指定証の交付事務を行っているが申請件数は少なく、実地指導員の指定やその取消しについては、講習の認定と併せて都が行う方が効率的である。</p> <p>○ 加えて、他道府県が認定した受胎調節実地指導員認定講習の修了者が都に指定申請する場合には、関係機関との連絡調整が発生する。都において、これらの連絡調整を迅速かつ的確に行うための制度構築を図っており、引き続き都が広域を対象として一元的に管理することが効率的である。</p> <p>よって、当該事務は都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

70 浄化槽工事業者に対する指示に関する事務										
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門規模	一体	法令	特	考 え 方	総合評価
1 浄化槽工事業者に対する指示に関する事務 (1) 浄化槽工事業者に対する指示に関する事務	浄化槽法に基づき、浄化槽設置工事について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要がある場合において、当該浄化槽工事業者に対し、必要な指示をする。	区	△	○					○浄化槽工事業者に対して必要な指示を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。事業の効率性の観点から、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○					○浄化槽法第21条に基づく登録は、浄化槽工事業者を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない(5年ごと更新)。このため、都が工事業者に対する指示を行うことが望ましい。 ○浄化槽法第33条により、建設業法に基づく土木工事業者、建築工事業者又は管工事業者の許可を受けているものであって、知事に届出をしたものは、浄化槽法第21条の登録を受けた浄化槽工事業者とみなされ、浄化槽工事ができることになっている。しかし、この場合、浄化槽法に基づく指示の規定は適用除外となっており、指示を出せないことから、業者に対しては、建設業法に基づく指導という形で対応する必要がある。このように浄化槽法に基づく指示と建設業法に基づく指導は密接に関連しており、これらの業務を都が一体的に処理する必要がある。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

72 有料老人ホームの設置者等に対する質問及び立入検査などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 有料老人ホームの設置者等に対する質問及び立入検査などに関する事務	有料老人ホームの設置者等に対する質問及び立入検査などに関する事務	区								○有料老人ホームに対する報告徴収や立入検査などの事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。「⑤-73 介護老人保健施設の開設の許可などに関する事務」と合わせて、地域の実情に応じて一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	○							○有料老人ホームは届出事項が満たされれば受理するものであり、特別区はすでに介護保険法に基づく老人福祉を広範に担っていることから、人材や専門性の観点から支障は生じない。 ○加えて、老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業の開始届や老人福祉施設の設置届の受理等については、④-9「居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務」において、区へ移管する方向で検討すべきと整理した。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。 ただし、都においては、国発出の設置運営指針を基に、都が独自に作成した東京都有料老人ホーム設置運営指針に定める各種要件に合致するよう指導を行うことで、入居者に対する一定の水廻を維持していることから、移管後における同指針の取扱いに留意する必要がある。	区

検討対象事務評価シート

5

法令に基づき事務

73 介護老人保健施設の開設の許可などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 介護老人保健施設の開設の許可などに関する事務											
(1) 介護老人保健施設の開設の許可などに関する事務	介護保険法に基づき介護老人保健施設等の設置者からの施設開設許可申請等に対し、法令に従った要件を具備しているか審査許可の事務を行なう。	区								<p>介護保険サービス事業者や施設の指定・許可、監督等を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。関連する「④-9 居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務」と合わせて、地域の実情に応じて一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都								<p>○特別区はすでに、地域密着型サービス事業者の指定など、介護保険法に基づく老人福祉を広範に担っていることから、居宅サービス事業者や介護老人福祉施設の指定、介護老人保健施設の開設許可などの事務を実施するにあたり、人材や専門性の観点から支障は生じない。 ○加えて、介護保険法に密着して関連する老人福祉に基づく各種事務（老人居宅生活支援事業の開始届や老人福祉施設の設置届の受理、有料老人ホームの設置者等に対する質問及び立入検査など）については、④-9「居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務」及び⑤-72「有料老人ホームの設置者等に対する質問及び立入検査などに関する事務」において、区へ移管する方向で検討すべきと整理している。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p>	区

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

74 指定障害福祉サービス事業者への勧告などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 指定障害福祉サービス事業者への勧告などに関する事務 (1) 指定障害福祉サービス事業者への勧告などに関する事務	障害者自立支援法に基づき、指定障害福祉サービス事業者等への指定、変更の届出及び公示に関する事務などを行う。	区								○指定障害福祉サービス事業者等の指定、勧告、立入検査などに関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。関連する④-11「自立支援医療費の支給など障害者の自立支援に関する事務」と合わせて、特別区が地域の実情に応じて一連の事務を担う方向で検討すべきである。障害福祉サービス事業者等に対する迅速な対応や窓口の一本化に伴う利便性の向上が期待できる。	区
		都									○障害者自立支援法においては、市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところでサービスが利用できるよう、サービスの提供主体を市町村に一元化している。 ○特別区は、同法に基づき、障害区分の認定や給付の決定、障害福祉サービスを利用した場合の費用の支給など、障害福祉に関する広範な事務を担っており、人材や専門性の観点から支障は生じない。 ○当該事務に関連する自立支援医療機関の指定等の事務については、④-11「自立支援医療費の支給及び指定自立支援医療機関の指定等に関する事務」において、指定基準の平準化、指定情報の周知方法を検討した上で、区へ移管することは可能と整理した。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

76 一般旅券の消印及び還付に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 一般旅券の消印及び還付に関する事務											
(1) 一般旅券の消印及び還付に関する事務		区								○都道府県が発行する一般旅券の申請受付、交付等の事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。申請窓口等の一本化による区民の利便性の向上を図るため、旅券の発行事務も含め特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都		○				○		○申請受付・交付事務を移管する場合、郵送等の事務が加わり、交付までの日数が長くなるうえ、申請・交付窓口は居住している区に限られることになり、必ずしも住民サービスの向上につながるわけではない。よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

77 発掘に関する指示及び命令などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 発掘に関する指示及び命令などに関する事務											
(1) 発掘に関する指示及び命令などに関する事務	文化財保護法により埋蔵文化財について、その調査のために土地を掘削する場合は、掘削の届出の受理などの事務を行う。	区								○埋蔵文化財調査の土地の掘削に対する指示等の事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。「④-41重要文化財の現状変更許可などに関する事務」の見直しと合わせて、文化財保護に係る一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	△		○					○当該事務は、本来、都道府県の教育委員会の事務であるが、特別区が一定以上の規模になることにより、専門知識を有する人材を確保して地域の文化財の保存に努めていくことが可能と考えられることから、当該事務を区へ移管する方向で検討する。 ○ただし、土地の発掘が各特別区の区域を超える場合には、都に残す必要がある。	区